第37回 先進医療専門家会議 議事次第

日時:平成21年4月9日

午後3時30分~

会場:厚生労働省内

専用第22会議室(18階)

議題

- 1 先進医療の科学的評価(2月受付分)について
- 2 先進医療の届出状況 (3月受付分) について
- 3 先進医療専門家会議における今後の評価体制について
- 4 その他

先 — 1 2 1 . 4 . 9

先進医療の新規届出技術(2月受付分)について

整理番号	先進医療名	適応症	先進医療費用※ (自己負担) 保険給付)		受付日
157	全身麻酔下の脳深部刺激術における術 中電気生理学検査	視床下核に対する脳深部刺激術が必要と なったパーキンソン病	21万5千円 (1回)	521万6千円	平成21年1月13日
158	内視鏡下筋膜下穿通枝切離術	不全穿通枝を伴う下肢慢性静脈不全症	11万1千円 (1回)	64万4千円	平成21年2月2日
159	無拘束型シートセンサを用いた睡眠時無呼吸症候群の検査	睡眠時無呼吸症候群	3千円 (1回)	12万8千円	平成21年1月13日
160	実物大臓器立体モデルによる手術計画 (骨盤・四肢骨・関節に係るもの)	骨盤・四肢骨・関節の先天的及び後天的(変性疾患・外傷・腫瘍など)変形及び欠損(※臼蓋形成不全症、変形性関節症、関節リウマチ、骨腫瘍、外傷、骨折後変形治癒、骨系統疾患など(特に高度で複雑な形態変形や欠損のあるもの))	24万7千円 (1回)	308万6千円	平成21年2月13日
161	歯科用CAD/CAMシステムを用いたハイブリッドレジンによる歯冠補綴(全部被覆冠による歯冠補綴が必要な重度齲蝕小臼歯に限る。)	歯冠部歯質の欠損・崩壊により全部被覆冠	3万1千円 (1回)	9千円	平成21年2月16日
162	大腸腫瘍に対する内視鏡的粘膜下層 剥離術	大腸腫瘍(早期癌および腺腫)	15万8千円 (1回)	17万2千円	平成21年2月12日

[※] 届出医療機関における典型的な症例に要した費用

先進医療として届出のあった新規技術(2月受付分)に 対する事前評価結果等について

整理番号	先進医療名	事前評価 担当構成員	総評	適応症(審査結果)	その他 (事務的対応等)
157	全身麻酔下の脳深部刺激術における術中電気 生理学検査	_	_	視床下核に対する脳深部刺激術が必要となったパーキンソン病	返戻(書類不備)
	内視鏡下筋膜下不全穿通枝切離術(超音波検査において穿通枝での血液の逆流が証明された下肢慢性静脈不全症(下腿皮膚に広範囲の色素沈着、硬化、萎縮、又は潰瘍を有する者に係るものであって、従来の外科的治療法の実施により根治性が期待できないものに限る。)に係るものに限る。)	北村 惣一郎	適	超音波検査において穿通枝での血液の逆流が証明された下肢慢性静脈不全症(下腿皮膚に広範囲の色素沈着、硬化、萎縮、又は潰瘍を有する者に係るものであって、従来の外科的治療法の実施により根治性が期待できないものに限る。)	別紙1
	無拘束型シートセンサを用いた睡眠時無呼吸症 候群の検査	_	_	睡眠時無呼吸症候群	返戻(書類不備)
	実物大臓器立体モデルによる手術計画(骨盤・四 肢骨・関節に係るもの)		_	骨盤・四肢骨・関節の先天的及び後天的(変性疾患・外傷・腫瘍など)変形及び欠損(※臼蓋形成不全症、変形性関節症、関節リウマチ、骨腫瘍、外傷、骨折後変形治癒、骨系統疾患など(特に高度で複雑な形態変形や欠損のあるもの))	返戻(書類不備)
161	歯科用CAD・CAMシステムを用いたハイブリッドレジンによる歯冠補綴(全部被覆冠による歯冠補 級が必要な重度齲蝕小臼歯に係るものに限る。)	丹沢 秀樹	適	全部被覆冠による歯冠補綴が必要な重度齲蝕小臼歯	別紙2
162	大腸腫瘍に対する内視鏡的粘膜下層剥離術	_	-	大腸腫瘍(早期癌および腺腫)	返戻(書類不備)

先進医療の 名称 内視鏡下筋膜下不全穿通枝切離術(超音波検査において穿通枝での血液 の逆流が証明された下肢慢性静脈不全症(下腿皮膚に広範囲の色素沈着、 硬化、萎縮、又は潰瘍を有する者に係るものであって、従来の外科的治療法 の実施により根治性が期待できないものに限る。)に係るものに限る。)

適応症

超音波検査において穿通枝での血液の逆流が証明された下肢慢性静脈不全症(下腿皮膚に広範囲の色素沈着、硬化、萎縮、又は潰瘍を有する者に係るものであって、従来の外科的治療法の実施により根治性が期待できないものに限る。)

内容

(先進性)

不全穿通枝*を伴う下肢慢性静脈不全症は、通常、皮膚表面において静脈血がうっ滞し、その結果として下腿の皮膚に潰瘍等を生じる。従来、「直達式筋膜下穿通枝切離術(Linton 手術)」が標準手術とされてきたが、このLinton 手術では、不全穿通枝を切離するにあたり、下腿に 20~30cm に及ぶ大きな皮膚切開を加えなければならない。元々病変のある皮膚に大きな切開を加えるため、切開創の治癒が遅延したり、術後に新たな潰瘍を形成する等といった術後合併症が深刻な問題となり、近年は Linton 手術自体が回避される傾向にある。その結果、対象患者が数万人規模で存在するにも関わらず、Linton 手術は年間数百例規模でしか行われなくなっている。

これに対し本技術は、皮膚病変のある部位から離れた正常な皮膚に小さな切開創を加えるのみで不全穿通枝の切離を行う、新しい術式である。

※深部にある静脈と表在する静脈とを結ぶ静脈を「穿通枝」といい、下肢に多数存在する。正常な状態では、穿通枝に存在する弁の働きによって表在から深部へと血流が流れるようになっているが、この弁の機能不全により、深部から表在へと血液が逆流し、皮膚に静脈うっ滞を引き起こす。このような病的な状態にある穿通枝を、「不全穿通枝」という。

(概要)

術前に超音波検査を用い、患者の下腿に存在する不全穿通枝直上の皮膚にマーキングを行っておく。手術室にて腰椎麻酔等を施行後、まず不全穿通枝の存在する部位から離れた健常皮膚部の2箇所に1~2cmの小切開を加え、ここから筋膜下層に内視鏡用ポート(他の手術器具を出し入れするための筒状の器具)を挿入する。次に、一方のポートより内視鏡を挿入し、モニターで内視鏡画像を見ながら、予めマーキングしておいた皮膚直下にある不全穿通枝を同定する。その上で、他方のポートから超音波凝固切開装置等を挿入し、不全穿通枝を切離する。最後に皮膚切開部を閉創し終了する。

(効果)

潰瘍等のある部位に外科的な侵襲を加えないため、Linton 手術における合併症を回避しながら、下肢慢性静脈不全症を治療することができ、これまで Linton 手術に踏み切れなかった多数の患者のQOLが向上する。また、術後は正常皮膚に小切開を残すのみであるため、術後切開創の速やかな治癒が期待でき、早期退院が可能となること、さらには長期に渡る潰瘍等の処置も不要となることから、医療経済上も有効である。

(先進医療に係る費用)

約11万1千円

実施科

血管外科

先進技術としての適格性

先進医療の名称	内視鏡下筋膜下不全穿通枝切離術(超音波検査において穿通枝での血液の逆流が証明された下肢慢性静脈不全症(下腿皮膚に広範囲の色素沈着、硬化、萎縮、又は潰瘍を有する者に係るものであって、従来の外科的治療法の実施により根治性が期待できないものに限る。)に係るものに限る。)
適 応 症	A. 妥当である。 B. 妥当でない。(理由及び修正案:)
有 効 性	A. 従来の技術を用いるよりも大幅に有効。 B. 従来の技術を用いるよりもやや有効。 C. 従来の技術を用いるのと同程度、又は劣る。
安全性	A. 問題なし。(ほとんど副作用、合併症なし) B. あまり問題なし。(軽い副作用、合併症あり) C. 問題あり(重い副作用、合併症が発生することあり)
技 術 的 成 熟 度	A. 当該分野を専門とし経験を積んだ医師又は医師の指導下であれば行える。 B. 当該分野を専門とし数多く経験を積んだ医師又は医師の指導下であれば行える。 C. 当該分野を専門とし、かなりの経験を積んだ医師を中心とした診療体制をとっていないと行えない。
社会的妥当性 (社会的倫理的問題等)	A. 倫理的問題等はない。 B. 倫理的問題等がある。
現時点での普及性	A. 罹患率、有病率から勘案して、かなり普及している。 B. 罹患率、有病率から勘案して、ある程度普及している。 C. 罹患率、有病率から勘案して、普及していない。
効 率 性	既に保険導入されている医療技術に比較して、 A. 大幅に効率的。 B. やや効率的。 C. 効率性は同程度又は劣る。
将来の保険収 載 の 必 要 性	A. 将来的に保険収載を行うことが妥当。 B. 将来的に保険収載を行うべきでない。
総評	総合判定: 適 ・ 否 コメント: 下肢静脈瘤に代表される下肢慢性静脈不全症に対する手術療法としては、抜去切除術(ストリッピング)、硬化療法、高位結紮術、深部静脈弁形成術、切開による穿通枝切離術(リントン手術)などがあるが、手技の選択についての知識・経験が必要なため5年以上の経験のある外科医で、5例以上の経験者の条件は妥当と思われる。

備考 この用紙は、日本工業規格 A 列 4 番とすること。医療機関名は記入しないこと。

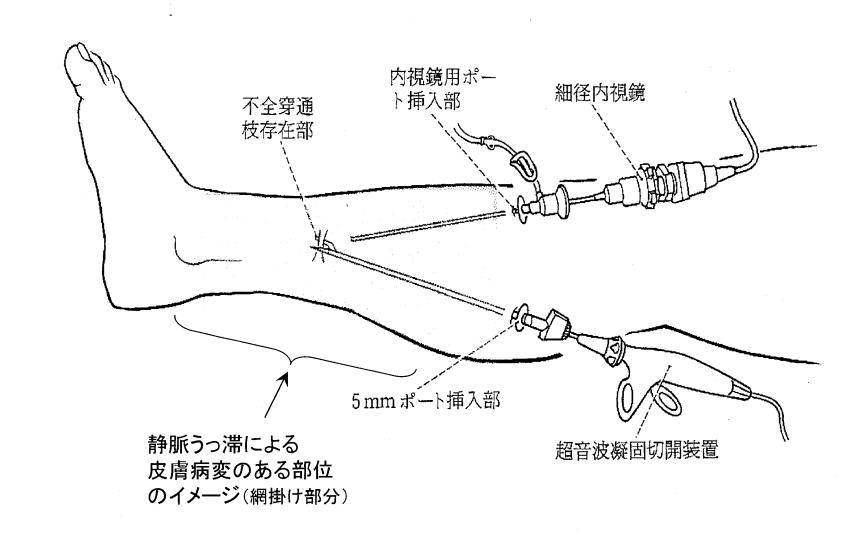
先進医療評価用紙(第2号)

当該技術の医療機関の要件(案)

先進医療名及び適応症:内視鏡下筋膜下不全穿通枝切離術(超音波検査において穿通枝での血液の				
逆流が証明された下肢慢性静脈不全症(下腿皮膚に広範囲の色素沈着、硬				
化、萎縮、又は潰瘍を有する者に係るものであって、従来の外科的治療法				
の実施に	の実施により根治性が期待できないものに限る。)に係るものに限る。)			
	I . 実施責任医師の要件			
診療科	要 (血管外科又は心臓血管外科)・不要			
資格	要 (外科専門医又は心臓血管外科専門医)・不要			
当該診療科の経験年数	要(5)年以上・不要			
当該技術の経験年数	要(1)年以上・不要			
当該技術の経験症例数 注 1)	実施者 [術者] として (5) 例以上・不要			
	[それに加え、助手又は術者として ()例以上・不要]			
その他 (上記以外の要件)				
	Ⅱ. 医療機関の要件			
診療科	要 (血管外科又は心臓血管外科)・不要			
実施診療科の医師数 注 2)	要・不要			
	具体的内容:常勤医師2名以上			
他診療科の医師数 注 2)	要・不要			
具体的内容:				
その他医療従事者の配置	要()・不要			
(薬剤師、臨床工学技士等)				
病床数	要 (20 床以上)・不要			
看護配置	要(10対1看護以上)・不要			
当直体制	要()・不要			
緊急手術の実施体制	要・「不要」			
院内検査(24時間実施体制)	要・不要			
他の医療機関との連携体制	要・不要			
(患者容態急変時等)	連携の具体的内容:			
医療機器の保守管理体制	関・不要			
倫理委員会による審査体制	要・不要			
	審査開催の条件:			
医療安全管理委員会の設置	要・不要			
医療機関としての当該技術の実施症例数	要 (5 症例以上)・不要			
その他(上記以外の要件、例;遺伝カウンセ				
リングの実施体制が必要 等)	m tolkomile			
好	Ⅲ . その他の要件			
頻回の実績報告	要(3月間又は5症例までは、毎月報告)・不要			
その他(上記以外の要件)				

- 注 1) 当該技術の経験症例数について、実施者 [術者] としての経験症例を求める場合には、「実施者 [術者] として () 例以上・不要」の欄を記載すること。
- 注 2) 医師の資格 (学会専門医等)、経験年数、当該技術の経験年数及び当該技術の経験症例数の観点を含む。例えば、「経験年数〇年以上の△科医師が□名以上」。なお、医師には歯科医師も含まれる。

内視鏡下筋膜下不全穿通枝切離術



(A)

先進医療 歯科用CAD・CAMシステムを用いたハイブリッドレジンによる歯冠補 の名称 綴(全部被覆冠による歯冠補綴が必要な重度齲蝕小臼歯に係るものに限 る。)

適応症

全部被覆冠による歯冠補綴が必要な重度齲蝕小臼歯

内容

(先進性)

クラウン(全部被覆冠)による歯冠補綴においては、対合歯からの咬合圧等の外部刺激から歯質を保護し、咬合を長期間にわたって安定させることが重要である。従来用いられているクラウンの材料としては、歯科用金属及び硬質レジン(歯科用樹脂材料の1つ)があるが、前者は耐久性に優れるものの金属アレルギー患者に使用できず、後者については変色や摩耗等の問題があった。また、従来法は一貫して歯科医師又は歯科技工士による手作業(1症例につき100分前後)で行われているため、手技の熟練度による影響も指摘されてきた。これに対し本技術は、①材質・材形、②製作工程の2点につき先進的である。

- ①素材として均質性及び表面性状を向上させたハイブリッドレジンブロック*1を用いる。
- ②歯科用 CAD・CAM*2システムにより、クラウンを自動的に設計・製作する。
- ※1 従来の硬質レジンよりもフィラー(レジンの物性を高めるために添加される無機質の粉末)の含有率を高め、また異なる粒子径のフィラーを混合させることにより、均質性及び表面性状を向上させた素材をブロック状にしたもの。
- ※2 CAD…Computer Aided Design の略。三次元計測及び設計を指す。 CAM…Computer Aided Manufacturing の略。自動機械加工を指す。

(概要)

まず支台歯を形成し、印象採得を行って作業模型を作成する。次に、スキャナーを用いて作業模型の三次元計測を行い、作業模型の形状データをコンピュータグラフィックスとして再現して、作業模型の形状に適合するクラウンの設計を行う(CAD)。その形状データが加工用データに変換され、ハイブリッドレジンブロックからクラウンが自動的に削り出される(CAM)。最後にクラウン表面を研磨し、患者の口腔内に装着する。

(効果)

従来の材料に比べて、高い機械的強度と適切な表面性状が保たれ、患者は同一のクラウンを長期間に渡って使用することができる。また、金属アレルギー 患者にも使用可能である。

さらに、従来の製作方法に比べて、作業効率が高まり、また完成品毎の品質 のばらつきを抑えることができる。

(先進医療に係る費用)

約3万1千円

実施科

歯科

先進技術としての適格性

先進の	<u></u> 医	療称	歯科用 CAD・CAM システムを用いたハイブリッドレジンによる歯冠補綴 (全部被覆冠による歯冠補綴が必要な重度齲蝕小臼歯に係るものに限る。)
適	応	症	A. 妥当である。 B. 妥当でない。(理由及び修正案:)
有	効	性	A. 従来の技術を用いるよりも大幅に有効。 B. 従来の技術を用いるよりもやや有効。 C. 従来の技術を用いるのと同程度、又は劣る。
安	全	性	A. 問題なし。(ほとんど副作用、合併症なし) B. あまり問題なし。(軽い副作用、合併症あり) C. 問題あり(重い副作用、合併症が発生することあり)
	術熟	的度	A. 当該分野を専門とし経験を積んだ医師又は医師の指導下であれば行える。B. 当該分野を専門とし数多く経験を積んだ医師又は医師の指導下であれば行える。C. 当該分野を専門とし、かなりの経験を積んだ医師を中心とした診療体制をとっていないと行えない。
 社会的 (社会的 問	的倫	i理	A. 倫理的問題等はない。 B. 倫理的問題等がある。
現時普	点 で 及	の性	A. 罹患率、有病率から勘案して、かなり普及している。 B. 罹患率、有病率から勘案して、ある程度普及している。 C. 罹患率、有病率から勘案して、普及していない。
効	率	性	既に保険導入されている医療技術に比較して、 A. 大幅に効率的。 B. やや効率的。 C. 効率性は同程度又は劣る。
将来の			A. 将来的に保険収載を行うことが妥当。 B. 将来的に保険収載を行うべきでない。
総		評	総合判定: 適 ・ 否 コメント: 重度齲蝕小臼歯に対する全部被覆冠による歯冠補綴の治療法として行われる本先進医療は、現在行われている他の治療法に比較して、十分な臨床的精度と材料強度を有していることなどから有効性や効率性の向上が期待できる。将来的には保険収載が望ましいと考えられるが、まだ十分普及していないことから、当面は当該技術の更なる普及を図ったうえで、先進医療としての臨床実績を評価していくことが適切と考えられる。

先進医療評価用紙 (第2号)

当該技術の医療機関の要件(案)

先進医療名及び適応症:歯科用 C.	AD・CAM システムを用いたハイブリッドレジンによる歯冠補綴
(全部被覆	冠による歯冠補綴が必要な重度齲蝕小臼歯に係るものに限る。)
	I . 実施責任医師の要件
診療科	要(歯科)・不要
資格	要(補綴歯科専門医又は歯科保存専門医)・不要
当該診療科の経験年数	要 (3) 年以上・不要
当該技術の経験年数	要(1)年以上・不要
当該技術の経験症例数 注 1)	実施者[術者]として (5)例以上・不要
	[それに加え、助手又は術者として ()例以上・不要]
その他(上記以外の要件)	
	Ⅱ. 医療機関の要件
診療科	要(歯科)・不要
実施診療科の医師数 注 2)	要・不要
	具体的内容:常勤医師1名以上
他診療科の医師数 注 2)	要・不要
	具体的内容:
その他医療従事者の配置	要(歯科衛生士及び歯科技工士)・不要
(薬剤師、臨床工学技士等)	
病床数	要(床以上)・不要
看護配置	要(対1看護以上)・不要
当直体制	要()・不要
緊急手術の実施体制	要・不要
院内検査(24時間実施体制)	要・不要
他の医療機関との連携体制	要・不要
(患者容態急変時等)	連携の具体的内容:
医療機器の保守管理体制	要・不要
倫理委員会による審査体制	要・不要
	審査開催の条件:
医療安全管理委員会の設置	要・不要
医療機関としての当該技術の実施症例数	要 (5 症例以上)・不要
その他 (上記以外の要件、例;遺伝カウン	:
セリングの実施体制が必要 等)	
	Ⅲ. その他の要件
頻回の実績報告	要(6月間又は10症例までは、毎月報告)・不要
その他(上記以外の要件)	

- 注 1) 当該技術の経験症例数について、実施者 [術者] としての経験症例を求める場合には、「実施者 [術者] として () 例以上・不要」の欄を記載すること。
- 注 2) 医師の資格 (学会専門医等)、経験年数、当該技術の経験年数及び当該技術の経験症例数の観点を含む。例えば、「経験年数○年以上の△科医師が□名以上」。なお、医師には歯科医師も含まれる。

表1. 既存技術及び従来技術との比較

	新規届出技術	既存先進医療技術	保険診療で評	価されている技術
治療方法等	全部被覆冠 (CAD・CAMハイブリッドレジンクラウン)	CAD・CAMセラミックインレー	全 部 (鋳造冠)	被覆冠 (硬質レジンジャケットクラウン)
適応部位	小臼歯	小臼歯·大臼歯	小臼歯、大臼歯	小臼歯
精度	0	△ (合着後口腔内で調整する)	0	0
耐久性	〇 (摩耗の危険性は少ない)	〇 (摩耗の危険性は少ない)	©	〇 摩耗や破折することがあり、 適用は限定的
効率性	◎ (作業効率の向上)	◎ 〔即日処置が可能であるが、〕 ややチェアータイムが長い〕	△ (手作業で製作)	△ (手作業で製作)
患者にとって のメリット	歯冠全体を修復する症例に用いられる。ハイブリッドレジンを使用することにより、小臼 歯部のクラウンでも非金属材料での修復が可能であり、口腔内での耐久性に優れている。	腔内スキャナーにより、即日処置が可	他の脆性材料とは異なり、破折の 危険性が非常に少ない。様々な支 台歯形態に適応可能。	簡易かつ安価に小臼歯部での非金属 材料での修復が可能。

◎:特に優れている ○:優れている △:やや劣る ×:劣る

図1. インレーやクラウンの従来の製作方法

1 印象採得



2 模型製作



3 ワックスアップ



4 埋没·鋳造



5 研磨

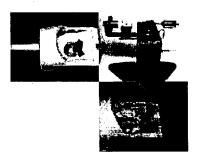


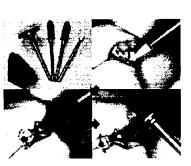
6 完成





















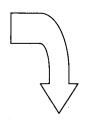
歯科用CAD・CAMシステムによるハイブリッドレジンクラウンの製作工程 図2.



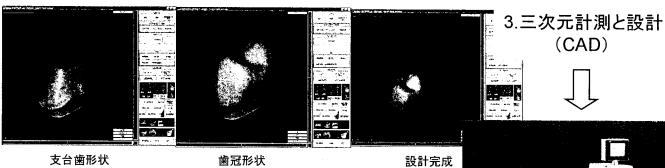
1.支台歯形成

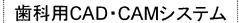


2.作業模型作製



(CAD)







材料となるブロック

加工前

加工中

4.自動機械加工 (CAM)





7.装着



6.研磨



5.加工後

先 — 3 2 1 4 9

先進医療の新規届出技術(3月受付分)について

整理番号	先進医療名	適応症	先進医療費用※ (自己負担)	保険外併用療養費※ (保険給付)	受付日
163	肝硬変症に対する自己骨髄細胞投与 療法	非代償性肝硬変症で以下の条件を満たすもの。 1)総ビリルビン値;3.0mg/dl以下。 2)血小板数;5.0×10 [®] /l以上。 3)食道胃静脈瘤のコントロールが良好である。 4)心肺機能が良好で、その他に重篤な併存疾患が認められない。 5)CT、MRI等の画像診断にてviableな肝細胞癌が存在しない。	247万円 (1回)	107万6千円	平成21年2月19日
164	NKT細胞免疫系を用いた頭頸部癌に 対する免疫療法	標準治療の終了後の頭頸部癌症例、および頭頸部再発癌症例	31万2千円 (1回)	3千円	平成21年3月17日

[※] 届出医療機関における典型的な症例に要した費用

先進医療専門家会議における今後の評価体制について

1. 利益相反状態にある場合の取扱いについて (下表参照)

(1)審議参加規定

- 〇薬事分科会及び高度医療評価会議等を参考として、先進医療専門家会議(以下、「本会議」という。)において審議参加規定を設けてはどうか。
- 〇概要は以下の通り。
 - (a) 申告対象期間^{※1}中、<u>500万円を超える額</u>の寄附金・契約金等を受領していた場合、「当該技術に関する検討」及び「議事の取りまとめ」には加わらない。
 - (b) 申告対象期間中、500万円以下の額の寄附金・契約金等を受領していた場合、「当該技術に関する検討」において意見を述べることができるが、「議事の取りまとめ」には加わらない。

但し、申告対象期間中のいずれの年度も受取額が50万円以下の場合は、「議事の取りまとめ」にも加わることができる。

※1 本会議開催日の属する年度を含む過去3年度

(2) 事前評価の実施規定

- ○本会議においては、評価対象技術が属する医療分野を専門とする構成員が事前評価を実施し、その結果を踏まえて検討がなされているところ。
- 〇事前評価も重要なプロセスの一つであることから、利益相反状態にある場合は、 下表中の「議事の取りまとめへの参加」と同様の取扱いとしてはどうか。

実限会 初め合金の	会議前(2)	会議中(1)		
寄附金・契約金等の 年度当たり受取額	事前評価	当該技術に関する 検討への参加	議事の取りまとめへの参加	
(a) 申告対象期間中に 年度当たり <u>500 万円を超える</u> 年度がある場合	×	X O ^{*2}	×	
(b) 申告対象期間中の いずれの年度も	×	0	×	
<u>500 万円以下</u> である場合	O*3		O*3	

- ※2 座長が必要と認めた場合に限る。本会議運営要綱第5条第2項の規定による。
- ※3 申告対象期間中のいずれの年度も50万円以下である場合に限る。

2. 本会議の運営形態の充実について

(1) 臨時構成員の導入

〇上記 1. の取扱の開始に併せて、各医療分野について「臨時構成員(仮称)」を 定め、構成員が利益相反状態にある場合は、当該分野の臨時構成員が事前評価を 行うこととしてはどうか。

(2) 臨時構成員の本会議への参加

- 〇臨時構成員の本会議への参加については、以下の取扱いとしてはどうか。
 - ・ある技術について、構成員が利益相反状態にあると判明した場合、当該分野の 臨時構成員は、構成員に代わり当該技術の事前評価を行う。
 - ・臨時構成員は、本会議において、自らが事前評価を行った技術に係る検討に限り、会議において意見を述べることができるが、議事の取りまとめには加わらない。
 - ・上記以外の場合であっても、座長又は構成員が必要と認めた場合に限り、臨時 構成員は会議において意見書を提出することができる。

(3) 利益相反状態にある場合の対応

〇臨時構成員についても、構成員に係る 1. の審議参加規定及び事前評価の実施規 定を準用してはどうか。

【構成員用】

厚生労働省保険局医療課 先進医療専門家会議 担当 宛 FAX 03-3508-2746

FAX回答票(案)

平成21年4月9日 先進医療専門家会議

評価対象技術に使用される医薬品又は医療機器の製造販売業者等からの 申告対象期間(※)における寄附金・契約金(いわゆる「研究費」を含む)等の 年度当たり受取額について、以下のとおり回答する。

(※) 先進医療専門家会議開催日の属する年度を含む過去3年度

先進医療技術名	
□ 受領なし	□ <u>500万円以下</u> □ 500万円超
	□ この場合において、申告対象期間における 年度当たり受取額がいずれも50万円以下。
先進医療技術名	, .] •
□ 受領なし	□ <u>500万円以下</u> □ 500万円超
	□ この場合において、申告対象期間における 年度当たり受取額がいずれも50万円以下。
現 職	
氏 名	
宛 先) 100-8916 東京都千代田区霞か	·閏1-2-2

(FAX)

(ダイヤルイン)

先進医療担当者

電話 03(5253)1111 (内線3276・3278)

厚生労働省保険局医療課

03 (3595) 2577

03 (3508) 2746

【親族用】

厚生労働省保険局医療課 先進医療専門家会議 担当 宛 FAX 03-3508-2746

FAX回答票	(案)	
	(-1-)	

平成21年4月9日 先進医療専門家会議

評価対象技術に使用される医薬品又は医療機器の製造販売業者等からの 申告対象期間(※)における寄附金・契約金(いわゆる「研究費」を含む)等の 年度当たり受取額について、配偶者及び一親等の者に関して以下のとおり回答する。

(※) 先進医療専門家会議開催日の属する年度を含む過去3年度
先進医療技術名:
□ 受領なし □ <u>500万円以下</u> □ 500万円超
口 この場合において、申告対象期間における 年度当たり受取額がいずれも50万円以下。
先進医療技術名:
□ 受領なし □ <u>500万円以下</u> □ 500万円超
口 この場合において、申告対象期間における 年度当たり受取額がいずれも50万円以下。
<u>現 職</u>
氏 名
宛先)

T100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 厚生労働省保険局医療課 先進医療担当者 電話 03 (5253) 1111 03 (3595) 2577 (内線3276・3278) (ダイヤルイン) 03 (3508) 2746 (FAX)

先 - 4 参考資料 1 2 1 . 4 . 9

「先進医療専門家会議」運営要綱

(所掌事務)

- 第1条 先進医療専門家会議(以下「専門家会議」という。)は、次の各号に掲 げる事項について専門的な検討を行う。
 - 一保険医療機関から保険給付との併用の希望があった医療技術(高度医療評価制度の対象となるものを除く。)に関する次のイ及び口に掲げる事項
 - イ 当該医療技術の有効性、安全性、先進性、効率性、社会的妥当性、将来の 保険収載の必要性等の観点から見た保険給付との併用の適否
 - ロ 当該医療技術を届出により実施可能とする場合の実施可能な保険医療機 関の要件
 - 二 保険医療機関から保険給付との併用の希望があった医療技術(高度医療評価制度の対象となるものに限る。)に関する当該医療技術の効率性、社会的妥当性、将来の保険収載の必要性等の観点から見た保険給付との併用の適否
 - 三 保険給付との併用が認められた医療技術(高度医療評価制度の対象となる ものを除く。)に関する次のイから二までに掲げる事項
 - イ 当該医療技術の有効性、安全性、先進性、効率性、社会的妥当性、将来の 保険収載の必要性等の観点から見た保険給付との併用の継続の適否
 - ロ 当該医療技術と保険給付との併用を継続させることを適当とする場合の 実施可能な保険医療機関の要件
 - ハ 当該医療技術の普及性、有効性、効率性、安全性、技術的成熟度、社会的 妥当性等の観点から見た保険収載の適否
 - 二 当該医療技術を保険収載することを適当とする場合の実施可能な保険医療機関の要件
- 2 前項各号の高度医療評価制度の対象となる医療技術とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
 - 一 薬事法(昭和35年法律第145号)第14条第1項に規定する承認又は 同法第19条の2第1項に規定する認証(以下この項において「承認又は認 証」という。)を受けていない医薬品又は医療機器の使用を伴う医療技術
 - 二 薬事法上の承認又は認証を受けて製造販売されている医薬品又は医療機器を承認又は認証された事項に含まれない用量、用法、適用等と同一又は外の効能又は効果等を目的をした使用を伴う医療技術

(組織)

- 第2条 専門家会議は、先進医療に係る専門的学識経験を有し、かつ、保険診療 に精通した者により構成する。
- 2 座長は、構成員の中から互選により選出する。
- 3 座長は、専門家会議の事務を総理し、専門家会議を代表する。
- 4 座長に事故があるときは、予め座長の指名する構成員が、その職務を代行する。

- 5 構成員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 構成員に欠員を生じたとき新たに任命された構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(定足数)

第3条 専門家会議は、構成員の総数の2分の1以上の出席がなければ、会議を開き、取りまとめを行うことができない。ただし、第6条に規定する意見書の提出があった者は、出席したものとみなす。

(議事の取りまとめ)

第4条 議事は、座長を除く出席した構成員の過半数をもって取りまとめ、可否 同数のときは、座長の取りまとめるところによる。

(特定医療技術の検討)

- 第5条 構成員は、次の各号のいずれかに該当する医療技術(以下この条及び次条において「特定医療技術」という。)に関する検討(第1条第1項第1号及び第2号に係るものに限る。)には参加しない。
 - ー 自らが所属する保険医療機関からの届出に係る医療技術
 - 二 自らが関与又は特別の利害関係を有する医薬品・医療機器等が使用される 医療技術
- 2 前項の規定にかかわらず、座長(第2条第4項の規定によりその職務を代行する者を含む。以下同じ。)が必要と認めた場合にあっては、当該構成員は、特定医療技術に関する検討に参加することができる。ただし、この場合にあっても、当該構成員は、前条に規定する取りまとめには参加しない。

(欠席構成員の意見提出)

第6条 構成員は、やむを得ない理由により出席できない場合にあっては、議事となる事項について、あらかじめ意見書を提出することができる。ただし、座長が必要を認めた場合を除き、特定医療技術に係る意見書(第1条第1号及び第2号に係るものに限る。)は提出することができない。

(開催)

第7条 専門家会議は、概ね月に1回、定期的に開催するほか、必要に応じて随時開催するものとする。

(議事の公開)

第8条 専門家会議は公開とする。ただし、座長は、対象となる患者が特定されるなど、個人情報保護の観点から特別な配慮が必要と認める場合等にあっては、 会議を非公開とすることができる。

(議事録の公開)

- 第9条 専門家会議における議事は、次の事項を含め、議事録に記載するものと する。
 - 一 会議の日時及び場所
 - 二 出席した構成員の氏名
 - 三 議事となった事項
- 2 議事録は公開とする。ただし、座長は、対象となる患者が特定されるなど、 個人情報保護の観点から特別な配慮が必要と認める場合等にあっては、議事 録の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 3 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合にあっては、座長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

(補足)

第10条 この要綱に定めるもののほか、専門家会議の議事運営に関し必要な事項は、座長が専門家会議に諮って定める。

附則

- 第1条 この要綱は、平成20年11月7日から施行する。
- 第2条 この要綱の施行日前日に構成員として任命されている者は、第2条第5 項及び第6項の適用については、この要綱の施行日に任命されたものとみなす。

「先進医療専門家会議」開催要綱

1 目的

厚生労働大臣と内閣府特命担当大臣(規制改革、産業再生機構)、行政改革担当、構造改革特区・地域再生担当との間の「いわゆる「混合診療」問題に係る基本的合意」(平成16年12月15日)に基づき、先進医療への対応として、厚生労働大臣が、保険医療機関から届出がなされてから原則最長でも3か月以内に、医療技術ごとに実施可能な保険医療機関の要件を設定するため、新規の医療技術について医療技術の科学的評価を行うことを目的とする。

2 検討項目

- 先進医療専門家会議は、保険医療機関から保険給付との併用の希望があった医療技術について、その有効性及び安全性が確保されていることのほか、必ずしも高度である必要はないが、一定程度の先進性があり、効率的であることや社会的に妥当であることなどを確認する。併せて、届出により実施可能とする保険医療機関の要件を設定する。
- 先進医療専門家会議は、保険給付との併用が認められた医療技術について、 実施保険医療機関からの定期的な報告を踏まえ、普及性、有効性、効率性、 安全性、技術的成熟度及び社会的妥当性の観点から、保険導入に係る技術的 問題について検討を行う。

3 構成

- 一 先進医療専門家会議は、別紙のとおり、先進医療に係る専門的学識経験を有し、かつ、保険診療に精通した者により構成する。
- 先進医療専門家会議の構成員のうち1人を、座長として選出する。

4 運営

- 先進医療専門家会議は、概ね月1回定期的に開催し、必要に応じて随時開催する。
- 先進医療専門家会議は、対象となる患者が特定されるなど、個人情報保護 の観点から特別な配慮が必要と認める場合等を除き、公開で行う。
- 先進医療専門家会議の庶務は、厚生労働省保険局医療課において処理する。

先進医療専門家会議構成員

	氏	名	役職	分 野
	赤川	安正	広島大学大学院医歯薬学総合研究科教授	歯科
	新井	_	順天堂大学医学部附属順天堂医院長	脳神経外科
	飯島	正文	昭和大学教授	皮膚科
	岩砂	和雄	医療法人社団友愛会岩砂病院第一理事長	治験
	加藤	達夫	国立成育医療センター総長	小児科
	金子	岡川	国立成育医療センター医長	形成外科
	北村	惣一郎	国立循環器病センター名誉総長	心臓血管外科
	笹子	三津留	兵庫医科大学教授	消化器科
0	猿田	享男	慶應義塾大学名誉教授	内科(内分泌)
	竹中	洋	大阪医科大学教授	耳鼻咽喉科
	田中	憲一	新潟大学教授	産婦人科
	田中	良明	日本大学総合科学研究所教授	放射線科
	谷川原	泵 祐介	慶應義塾大学教授	薬学
	辻 省次		東京大学大学院医学系研究科教授	神経内科
-	坪田	一男	慶應義塾大学教授	眼科
	戸山	芳昭	慶應義塾大学教授	整形外科
	永井	良三	東京大学教授	循環器内科
	樋口	輝彦	国立精神・神経センター総長	精神科
	福井	次矢	聖路加国際病院長	医療経済
0	吉田	英機	昭和大学名誉教授	泌尿器科
	渡邊	清明	国際医療福祉大学教授	臨床検査

◎ 座長 ○ 座長代理

先 - 5 21.4.9

保医発第0331003号 平成21年3月31日

地方厚生(支)局医療指導課長 殿

厚生労働省保険局医療課長 (公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官 (公印省略)

「厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準の制定等に伴う実施上の留意事項及び 先進医療に係る届出等の取扱いについて」の一部改正について

先進医療に係る申請等の取扱いや実施上の留意事項については、「厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準の制定等に伴う実施上の留意事項及び先進医療に係る届出等の取扱いについて」(平成20年3月31日保医発第0331003号。以下「先進医療通知」という。)にて示しているところであるが、今般、先進医療専門家会議において、先進医療における検体検査を外部の医療機関に委託して実施することが認められ、また、「高度医療に係る申請等の取扱い及び実施上の留意事項について」(平成21年3月31日医政発第0331021号)が新に制定されること等に伴い、先進医療通知について下記のとおり改正することとしたので、その取扱いに遺漏のないよう貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対し、周知徹底を図られたい。

記

先進医療通知中「記」以下を別紙のとおり改め、平成21年4月1日より適用する。

第1 先進医療に係る基本的な考え方

先進医療については、平成16年12月の厚生労働大臣と内閣府特命担当大臣(規制改革、産業再生機構)、行政改革担当、構造改革特区・地域再生担当との基本的合意に基づき、国民の安全性を確保し、患者負担の増大を防止するといった観点を踏まえつつ、国民の選択肢を広げ、利便性を向上するという観点から、未だ保険診療の対象に至らない先進的な医療技術について、安全性、有効性等を確保するために一定の施設基準を設定し、施設基準に該当する保険医療機関の届出により保険診療との併用を認めることとしている。

また、先進医療については、厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養(平成18年厚生労働省告示第495号)第1条第1号において、健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第2項第3号に掲げる評価療養とされ、将来的な保険導入のための評価を行うものとして位置づけられており、実施保険医療機関から定期的に報告を求めることとしている。

第2 第2項先進医療に係る実施上の留意事項、届出等の取扱いについて

1 実施上の留意事項

厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準(平成20年厚生労働省告示第129号。 以下「先進医療告示」という。)第2項各号に掲げる先進医療(以下「第2項先進 医療」という。)については、以下の点に留意すること。

- (1) 保険医療機関において実施されること。
- (2) 第2項先進医療の実施に当たり責任を有し、主として当該療養を実施する医師は、当該療養を実施する診療科において常勤の医師であること。
- (3) 施設基準の設定を求める旨の厚生労働大臣への届出に基づき、厚生労働大臣 が設置する先進医療専門家会議の検討を踏まえ、厚生労働大臣が施設基準を設 定した先進医療であり、各先進医療を実施するに当たっては、当該施設基準に 適合する体制で行うこと。
- (4) 第2項先進医療においては、次のア又はイに該当する医療技術を取り扱わないこととし、当該医療技術については、先進医療告示第3項各号に掲げる先進 医療(以下「第3項先進医療」という。)において取り扱うこととする。
 - ア 薬事法 (昭和35年法律第145号)第14条第1項に規定する承認又は第23条の 2第1項に規定する認証 (以下「承認又は認証」という。) を受けていない 医薬品又は医療機器の使用を伴う医療技術

- イ 薬事法上の承認又は認証を受けて製造販売されている医薬品又は医療機器 を、承認又は認証された事項に含まれない用量、用法、適応等により、同一 の又は外の効能、効果等を目的とした使用を伴う医療技術
- (5) 先進医療告示第2項各号に掲げる施設基準の細則は次のとおりである。
 - ア 「倫理委員会」は、<u>臨床研究に関する倫理指針(平成20年厚生労働省告示第415号)第1の3(16)に規定する「倫理審査委員会」に準ずるものである</u>こと。
 - イ 「遺伝カウンセリング」は、「遺伝学的検査に関するガイドライン」 (遺 伝医学関連学会による。) に則した遺伝カウンセリングが実施される体制であること。
- 2 新規技術(先進医療告示において既に施設基準が告示されている第2項先進医療(以下「既評価技術」という。)の適応症の変更を含む。)に係る届出
 - (1) 届出
 - ① 保険医療機関の開設者は、別紙新規技術様式第1号による先進医療届出書 (新規技術) (以下「新規届出書」という。)正本1通(添付書類及び添付 文献を含む。)及び副本5通(添付書類及び添付文献を含む。)を保険医療 機関の所在地を管轄する地方厚生(支)局長を経由して厚生労働大臣に提出 すること。
 - ② 併せて、保険医療機関の開設者は、別紙新規技術様式第1-2号による先進医療施設届出書(新規技術)(以下「新規施設届出書」という。)正本1通(添付書類を含む。)及び副本1通(添付書類を含む。)を地方厚生(支)局長に提出すること。
 - ③ 地方厚生(支)局長は、新規届出書の提出があった場合は、記載事項を確認し、速やかに厚生労働大臣に送付すること。
 - ④ 新規届出書については、厚生労働省保険局医療課において記載事項を確認したものに限り受理すること。
 - (2) 届出書の添付書類 各届出書には、それぞれ次の書類を添付すること。
 - ① 新規届出書(厚生労働大臣あて)
 - ア 先進医療の内容(概要) (別紙新規技術様式第2号)
 - イ 先進医療の内容(詳細) (別紙新規技術様式第3号)
 - ウ 当該保険医療機関における実績(別紙新規技術様式第4-1号及び第4-2号)
 - エ 先進医療に関する文献リスト (別紙新規技術様式第5号)

- オ 先進医療で使用する医療機器又は医薬品(別紙新規技術様式第6号)
- カ 先進医療に要する費用(別紙新規技術様式第7号)
- キ 先進医療に係る費用の積算根拠(別紙新規技術様式第8-1号及び第8-2号)
- ク 先進医療の実施科及び実施体制(別紙新規技術様式第9-1号及び第9-2号)
- ケ 先進医療としての適格性について (別紙新規技術様式第10号)
- コ 先進医療を実施可能とする保険医療機関の要件として考えられるもの (別紙新規技術様式第11号)
- サ 倫理委員会の開催要綱 (別紙新規技術様式第11号中「倫理委員会による 審査体制」が「要」の場合のみ)
- ② 新規施設届出書(地方厚生(支)局長あて)
 - ア 先進医療の内容(概要) (別紙新規技術様式第2号)
 - イ 先進医療で使用する医療機器又は医薬品(別紙新規技術様式第6号)
 - ウ 先進医療に係る費用の積算根拠(別紙新規技術様式第8-1号及び第8-2号)
 - エ 先進医療の実施科及び実施体制 (別紙新規技術様式第9-1号及び第9-2号)
 - オ 倫理委員会の開催要綱 (別紙新規技術様式第11号中「倫理委員会による 審査体制」が「要」の場合のみ)
- (3) 届出書の添付文献

新規届出書には、次の文献を添付すること。

- ① 先進医療の内容を論述した論文 (実施結果の分析について言及しているものであること。) 1本以上
- ② 先進医療の有効性及び安全性を評価した原著論文 (著者自らの研究結果に基づく論文をいう。) 1本以上
- ③ 当該保険医療機関における実績に基づく論文又は報告書 (実施結果の評価について言及しているものであること。) 1本以上
- (4) 科学的評価結果後の手続き
 - ① 厚生労働大臣は、先進医療に係る科学的評価結果(「支障なし」、「中止 又は変更」又は「保留(期間の延長)」)について、地方厚生(支)局長に 通知し、地方厚生(支)局長は、速やかに届出者に送付すること。
 - ② 地方厚生(支)局長は、先進医療に係る科学的評価結果が「支障なし」であって、新規届出書を提出した保険医療機関が先進医療の施設基準に適合している場合には、当該施設基準が官報により告示された日に受理したものと

みなし、受理した旨を速やかに届出者に文書により通知するとともに、副本 1通及び受理通知の複写を厚生労働省保険局医療課に送付すること。なお、 届出を受理したものとみなされた日の属する月の翌月(官報により告示され た日が月の初日であるときは、その日の属する月)より保険診療と併用でき るものであること。

③ 先進医療に係る科学的評価結果が「支障なし」であっても、新規届出書を提出した保険医療機関が先進医療の施設基準に適合していない場合には、地方厚生(支)局長はその旨を届出者に文書により通知すること。

3 既評価技術(検体検査に係る技術に限る。) の新規共同実施に係る届出

(1) 届出

- ① 既評価技術を従前より実施し、かつ当該技術に係る業務受託に同意した保 険医療機関(以下「受託側医療機関」という。)と連携した当該技術の共同 実施(以下単に「共同実施」という。)を希望する保険医療機関(以下「委 託側医療機関」という。)の開設者は、別紙既評価技術(新規共同実施)様 式第1号による先進医療届出書(既評価技術の新規共同実施)(以下「既評 価技術新規共同実施届出書」という。)正本1通(添付書類を含む。)及び 副本5通(添付書類を含む。)を委託側医療機関の所在地を管轄する地方厚 生(支)局長を経由して厚生労働大臣に提出すること。
- ② 併せて、委託側医療機関の開設者は、別紙既評価技術(新規共同実施)様式第1-2号による先進医療施設届出書(既評価技術の新規共同実施)(以下「既評価技術新規共同実施施設届出書」という。)正本1通(添付書類を含む。)及び副本1通(添付書類を含む。)を地方厚生(支)局長に提出すること。
- ③ 地方厚生(支)局長は、既評価技術新規共同実施届出書の提出があった場合は、記載事項を確認し、速やかに厚生労働大臣に送付すること。
- ④ 既評価技術新規共同実施届出書については、厚生労働省保険局医療課において記載事項を確認したものに限り受理すること。
- (2) 届出書の添付書類
 - 各届出書には、それぞれ次の書類を添付すること。
 - ① 既評価技術新規共同実施届出書(厚生労働大臣あて)
 - <u>ア 先進医療の内容(概要)(別紙既評価技術(新規共同実施)様式第2</u> 号)
 - イ 委託側医療機関における先進医療の実施科及び実施体制 (別紙既評価技 術(新規共同実施)様式第3-1号及び第3-2号)

- ウ 先進医療で使用する医療機器又は医薬品(別紙既評価技術(新規共同実施)様式第4号)
- <u>工</u>先進医療に係る費用の積算根拠(別紙既評価技術(新規共同実施)様式 第5-1号及び第5-2号)
- 才 先進医療における委託業務の実施内容(別紙既評価技術(新規共同実施)様式第6号)
- 力 先進医療における委託業務の実施方法(別紙既評価技術(新規共同実施)様式第7号)
- <u>キ 受託側医療機関における先進医療の実施科及び実施体制(別紙既評価技</u>術(新規共同実施)様式第<u>8</u>号)
- ク 共同実施による先進医療としての適格性について (別紙既評価技術 (新 規共同実施) 様式第9号)
- ケ 共同実施による先進医療を実施可能とする委託側医療機関の要件として 考えられるもの(別紙既評価技術(新規共同実施)様式第10号)
- コ 倫理委員会の開催要綱 (先進医療告示に規定する施設基準において、倫理委員会を設置することが当該基準として規定されている場合のみ)
- ② 既評価技術新規共同実施施設届出書(地方厚生(支)局長あて)
 - ア 先進医療の内容(概要) (別紙既評価技術(新規共同実施)様式第2 号)
 - <u>イ 委託側医療機関における先進医療の実施科及び実施体制(別紙既評価技</u> 術 (新規共同実施) 様式第3-1号及び第3-2号)
 - ウ 先進医療で使用する医療機器又は医薬品(別紙既評価技術(新規共同実施)様式第4号)
 - 工 先進医療に係る費用の積算根拠(別紙既評価技術(新規共同実施)様式 第5-1号及び第5-2号)
 - オ 先進医療における委託業務の実施内容 (別紙既評価技術 (新規共同実施) 様式第6号)
 - カ 先進医療における委託業務の実施方法(別紙既評価技術(新規共同実施)様式第7号)_
 - キ 受託側医療機関における先進医療の実施科及び実施体制(別紙既評価技術(新規共同実施)様式第8号)
 - ク 倫理委員会の開催要綱(先進医療告示に規定する施設基準において、倫 理委員会を設置することが当該基準として規定されている場合のみ)
- (3) 科学的評価結果後の手続
 - ① 厚生労働大臣は、先進医療に係る科学的評価結果(「支障なし」、「中止

又は変更」又は「保留(期間の延長)」)について、地方厚生(支)局長に 通知し、地方厚生(支)局長は、速やかに届出者に送付すること。

- ② 地方厚生(支)局長は、先進医療に係る科学的評価結果が「支障なし」であって、委託側医療機関が共同実施による先進医療を実施可能とする委託側医療機関の施設基準に適合している場合には、当該施設基準が官報により告示された日に受理したものとみなし、受理した旨を速やかに届出者に文書により通知するとともに、副本1通及び受理通知の複写を厚生労働省保険局医療課に送付すること。なお、届出を受理したものとみなされた日の属する月の翌月(官報により告示された日が月の初日であるときは、その日の属する月)より保険診療と併用できるものであること。
- ③ 先進医療に係る科学的評価結果が「支障なし」であっても、委託側医療機関が共同実施による先進医療を実施可能とする委託側医療機関の施設基準に適合していない場合には、地方厚生(支)局長はその旨を届出者に文書により通知すること。
- 4 既評価技術に係る施設基準に適合する旨の届出
- (1) 届出

既評価技術の届出を行うときは、保険医療機関の開設者は、別紙既評価技術 様式第1号による先進医療施設届出書(既評価技術)(以下「既評価技術施設 届出書」という。)正本1通(添付書類を含む。)及び副本1通(添付書類を 含む。)を、当該保険医療機関の所在地の地方厚生(支)局長に提出すること。 なお、受託側医療機関との共同実施による既評価技術の届出を行う場合には、 既評価技術施設届出書に代えて、別紙既評価技術(共同実施)様式第1号によ る先進医療施設届出書(既評価技術の共同実施)(以下「既評価技術共同実施 施設届出書」という。)を提出すること。

- (2) 届出書の添付書類
 - 各届出書には、次の書類を添付すること。
 - ① 既評価技術施設届出書
 - ア 先進医療の内容(概要) (別紙既評価技術様式第2号)
 - イ 先進医療の実施科及び実施体制(別紙既評価技術様式第3-1号及び第3-2号)
 - ウ 先進医療で使用する医療機器又は医薬品(別紙既評価技術様式第4号)
 - エ 先進医療に係る費用の積算根拠(別紙既評価技術様式第5-1号及び第5-2号)
 - オ 倫理委員会の開催要綱(先進医療告示に規定する施設基準において、倫

<u>理委員会を設置することが当該基準として規定されている場合のみ</u>)

② 既評価技術共同実施施設届出書

- ア 先進医療の内容 (概要) (別紙既評価技術 (共同実施) 様式第2号)
- イ 委託側医療機関における先進医療の実施科及び実施体制 (別紙既評価技術 (共同実施) 様式第3-1号及び第3-2号)
- <u>ウ</u>先進医療で使用する医療機器又は医薬品(別紙既評価技術(共同実施) 様式第4号)
- <u>工</u>先進医療に係る費用の積算根拠(別紙既評価技術(共同実施)様式第5 -1号及び第5-2号)
- <u>オ 先進医療における委託業務の実施内容(別紙既評価技術(共同実施)様</u> 式第6号)
- <u>カ</u>先進医療における委託業務の実施方法(別紙既評価技術(共同実施)様 式第7号)
- キ 受託側医療機関における先進医療の実施科及び実施体制 (別紙既評価技 術(共同実施)様式第8号)
- ク 倫理委員会の開催要綱(先進医療告示に規定する施設基準において、倫 理委員会を設置することが当該基準として規定されている場合のみ)

(3) 届出受理の手続

地方厚生(支)局長は、届出があった場合は、記載事項及び先進医療告示に 規定する施設基準に適合している旨を確認して受理することとし、受理した旨 を速やかに届出者に文書により通知するとともに、副本1通及び受理通知の複 写を厚生労働省保険局医療課に送付する。なお、届出書を受理した日の属する 月の翌月(届出を受理した日が月の初日であるときは、その日の属する月)よ り保険診療と併用できるものであること。

(4) 経過措置

第2項先進医療のうち、現に先進医療告示による廃止前の厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準(平成18年厚生労働省告示第574号。以下「旧先進医療告示」という。)に規定する施設基準に適合するものとして平成20年3月31日において現に届け出ている保険医療機関において行われているものについては、引き続き同年4月より先進医療と保険診療との併用を認めるものであるが、今般の施設基準の見直しにおいて新たに施設基準が追加された第2項先進医療(具体的には、先進医療告示第2項各号に掲げる先進医療のうち、第1号、第3号、第9号、第11号、第12号、第14号から第17号まで、第19号、第24号、第26号から第29号まで、第31号、第34号から第36号まで、第38号、第41号から第43号まで、第46号、第47号、第49号、第51号、第52号、第54号から第58号まで及

び第72号に掲げるものを除いたものをいう。)については、同年6月末までに 既評価技術に係る届出を行うものであること。

5 取下げ

- (1) 新規届出書を提出後、先進医療専門家会議における科学的評価が行われるまでの間に、何らかの理由により届出を取り下げる場合には、別紙取下様式第1 号により地方厚生(支)局長を経由して厚生労働大臣に提出すること。
- (2) 新規施設届出書<u>若しくは既評価技術新規共同実施施設届出書</u>又は既評価技術施設届出書<u>若しくは既評価技術共同実施施設届出書</u>を提出後に、何らかの理由により届出を取り下げる場合には、別紙取下様式第2号により地方厚生(支)局長に提出すること。また、6の「ア」に係る変更が生じた場合であって、先進医療ごとの施設基準を満たさなくなった場合においても、別紙取下様式第2号により地方厚生(支)局長に提出すること。

6 既評価技術に係る先進医療施設届出の変更届出

既に届出が受理されている先進医療について次に掲げる事項に変更が生じた場合には、別紙変更様式による先進医療施設届出に係る変更届出書により変更届出を前記4に準じて行うこと。

- ア 先進医療の実施体制
- イ 使用する医療機器又は医薬品
- ウ 先進医療に係る費用

なお、変更届出に係る添付書類、添付文献及び提出部数については次のとおり であること。

変更届出の事由	添付書類	添付文	提出部数
		献	
実施体制の変更	別紙既評価技術様式第3-1号又は	不要	正本1通
	別紙既評価技術(共同実施)様式第3-1号		副本1通
	別紙既評価技術様式第3-2号又は		
	別紙既評価技術(共同実施)様式第3-2号		
使用する医療機器	別紙既評価技術様式第4号又は	医療機器の説	正本1通
又は医薬品の変更	別紙既評価技術(共同実施)様式第4号	明書、医薬品	副本1通
	別紙既評価技術様式第5-1号又は	の添付書	
	別紙既評価技術(共同実施)様式第5-1号		:
	別紙既評価技術様式第5-2号又は		

	別紙既評価技術(共同実施)様式第5-2号		
先進医療に係る	別紙既評価技術様式第5-1号又は	不要	正本1通
費用の変更	別紙既評価技術(共同実施)様式第5-1号		副本1通
	別紙既評価技術様式第5-2号又は		
	別紙既評価技術(共同実施)様式第5-2号		
共同実施の内容・方	別紙既評価技術(共同実施)様式第6号	不要	正本1通
法又は実施体制に係	別紙既評価技術(共同実施)様式第7号		副本1通
る変更	別紙既評価技術(共同実施)様式第8号		

7 先進医療の実績報告等

(1) 定期報告

当該年6月30日までに先進医療を実施している保険医療機関を対象とし、前年の7月1日から当該年6月30日までの間に行った先進医療について、別紙報告様式第1号から第4号までを用いて、当該年8月末までに地方厚生(支)局長に報告すること。

なお、当該年4月1日から新たに保険導入又は削除された先進医療について は、前年の7月1日から当該年3月31日までの間の実績を当該年5月末までに 地方厚生(支)局長に報告すること。

また、新規施設届出書若しくは既評価技術新規共同実施施設届出書又は既評価技術施設届出書若しくは既評価技術共同実施施設届出書を提出後に何らかの理由により届出を取り下げた場合、又は、当該届出に係る先進医療の取消しがあった場合には、当該年7月1日(取下げ又は取消しが1月1日から6月30日までの間に行われた場合にあっては前年の7月1日)から取下げ又は取消しまでの間の実績を、取下げの場合にあっては別紙取下様式第2号による届出と併せて、取消しの場合にあっては遅滞なく地方厚生(支)局長に報告すること。地方厚生(支)局長は、当該定期報告について速やかに厚生労働大臣に報告

(2) 先進医療ごとの施設基準に基づく実績報告

該当する先進医療の施設基準として、別途の実績報告が定められている場合は、当該基準に従い、別紙報告様式第1号から第4号まで(別紙報告様式第4号を用いて報告する症例については、(3)安全性報告において報告がなされたものを除く。)を用いて、地方厚生(支)局長を経由して速やかに厚生労働大臣に報告すること。

(3) 安全性報告

すること。

先進医療について、安全性の問題が生じた場合は、別紙報告様式第4号によ

り直ちに地方厚生(支)局長及び厚生労働大臣に報告すること。また、先進医療による副作用又は合併症(以下「副作用等」という。)により、次の①又は②に掲げる症例(①又は②に掲げる症例に該当の適否の判断に迷う場合を含む。)が発生したものについては、それぞれ①又は②に掲げる期日までに地方厚生(支)局及び厚生労働大臣に報告すること。

- ① 死に至る又はそのおそれのある症例については、発生より7日以内に届け出ること。
- ② 次に掲げる症例(①に掲げるものを除く。)であって、当該症例の発生又は発生数、発生頻度、発生条件等の発生傾向が従来の治療成績から予測できないものについては、発生より15日以内に届け出ること。
 - ア 副作用等の治療のために別の入院又は入院期間の延長が必要とされる症例(ただし、副作用等の治療のために入院したが、安静治療等により特段の対応を行っていない場合等は当該症例に該当するが、副作用等の検査を行うための入院又は入院期間の延長が行われた場合、副作用等が治癒又は軽快しているものの経過観察のための入院が行われた場合等は、当該症例に該当しない。)
 - イ 日常生活に支障をきたす程度の機能不全を示す又はそのおそれのある症 例
 - ウ ア又はイに掲げる症例のほか、患者を危機にさらすおそれがあるもの、 ①又はア若しくはイに掲げる症例に至らないよう診療が必要となるもの等 の重篤な症例(例 集中治療を要する症例等)

なお、代替可能な既に保険収載されている治療法等において同様の副作用・ 合併症が発生することが明らかにされている場合にあっても報告すること。

(4) 健康危険情報に関する報告

先進医療を実施している保険医療機関は、国内外を問わず、自ら実施する先進医療に係る国民の生命、健康の安全に直接係わる危険情報(以下「健康危険情報」という。)の収集に努め、健康危険情報を把握した場合は、別紙報告様式第5号により直ちに地方厚生(支)局長及び厚生労働大臣に報告すること。

8 先進医療の取消しの手続き

地方厚生(支)局長は、既評価技術について、厚生労働大臣から取り消す旨の 通知を受けた場合は、速やかに既評価技術を届け出ている保険医療機関に対し、 文書により通知すること。通知に当たっては、取消しの告示の適用日から、保険 診療との併用ができない旨を併せて通知すること。

9 その他

先進医療の届出に当たっては、別添の「先進医療に係る届出書等の記載要領」 を参考とすること。

- 第3 第3項先進医療に係る実施上の留意事項、届出等の取扱いについて
 - 1 実施上の留意事項
 - (1) 保険医療機関において実施されること。
 - (2) 第3項先進医療の実施に当たり責任を有し、主として当該療養を実施する医師は、当該療養を実施する診療科において常勤の医師であること。
 - (3) 先進医療告示第3項に規定する「当該療養を適切に実施できる体制を備えていると個別に認められた保険医療機関」とは、「高度医療に係る申請等の取扱い及び実施上の留意事項について」(平成21年3月31日付け医政発第0331021号厚生労働省医政局長通知。以下「高度医療通知」という。)に基づき、厚生労働省医政局長から個別に認められた高度医療実施医療機関をいうものであること。
 - 2 第2の1の(4)のア又はイに該当する新規の医療技術に係る届出等の取扱い
 - (1) 届出

第2の1の(4)のア又はイに該当する新規の医療技術について第3項先進医療として実施を希望する保険医療機関の開設者は、高度医療通知における高度医療別添様式第1号による第3項先進医療届出書(新規技術)正本1通及び副本1通を、厚生労働省医政局長を経由して厚生労働大臣に提出すること。この場合において、当該届出に係る添付書類については、高度医療に係る申請書に添付されている書類をもって足りるものとする。

(2) 届出後の手続

第2の1の(4)のア又はイに該当する新規の医療技術については、当該保険医療機関による高度医療に係る申請の結果、高度医療評価会議において当該申請に係る医療技術について高度医療として適当と認められ、当該保険医療機関が高度医療実施医療機関として認められた場合には、当該高度医療である医療技術は先進医療専門家会議において科学的評価が行われることとなる。

(3) 科学的評価結果後の手続

① 厚生労働大臣は、当該届出の正本 1 通(高度医療に係る申請書の添付書類を含む。)を当該保険医療機関の所在地を管轄する地方厚生(支)局あて送付するとともに、先進医療に係る科学的評価結果(「支障なし」、「中止又は変更」又は「保留(期間の延長)」)について通知し、地方厚生(支)局

長は、速やかに届出者に送付すること。

- ② 地方厚生(支)局長は、先進医療に係る科学的評価結果が「支障なし」であって、届出を行った保険医療機関が先進医療の施設基準に適合している場合には、当該施設基準が官報により告示された日に受理したものとみなし、受理した旨を速やかに届出者に文書により通知するとともに、受理通知の複写を厚生労働省保険局医療課に送付すること。なお、届出を受理したものとみなされた日の属する月の翌月(官報により告示された日が月の初日であるときは、その日の属する月)より保険診療と併用できるものであること。
- ③ 先進医療に係る科学的評価結果が「支障なし」であっても、届出を行った 保険医療機関が先進医療の施設基準に適合していない場合には、地方厚生 (支)局長はその旨を届出者に文書により通知すること。
- 3 既に第3項先進医療として先進医療告示に定められている医療技術に係る届出 等の取扱い
 - (1) 届出

既に第3項先進医療として先進医療告示に定められている医療技術について 実施を希望する保険医療機関の開設者は、<u>高度医療通知における高度医療別添</u> 様式第2号による第3項先進医療届出書(既存技術)正本1通及び副本1通を、 厚生労働省医政局長を経由して厚生労働大臣に提出すること。この場合におい て、当該届出に係る添付書類については、高度医療に係る申請書に添付されて いる書類をもって足りるものとする。

(2) 届出後の手続

既に第3項先進医療として先進医療告示に定められている医療技術については、当該保険医療機関による高度医療に係る申請の結果、当該保険医療機関が高度医療実施医療機関として認められた時点において、高度医療に係る申請と併せて厚生労働大臣に対し行われた当該届出について、第3項先進医療に係る施設基準に適合する旨の地方厚生(支)局に対する届出として取り扱うこととする。

(3) 届出に関する書類の送付

当該届出について、当該保険医療機関の所在地を管轄する地方厚生(支)局 あて送付するとともに、当該保険医療機関が高度医療実施機関である旨を厚生 労働省医政局研究開発振興課に確認の上で当該地方厚生(支)局あて連絡する こと。

(4) 届出受理の手続

地方厚生(支)局長は、当該地方厚生(支)局において(3)の届出の送付を受けた場合は、記載事項及び先進医療告示に規定する施設基準に適合している旨を確認して受理することとし、受理した旨を速やかに届出者に文書により通知する。なお、届出書を受理した日の属する月の翌月(届出を受理した日が月の初日であるときは、その日の属する月)より保険診療と併用できるものであること。

(5) 経過措置

平成20年3月において、厚生労働省医政局長の主催する臨床的な使用確認試験の検討会において臨床的な使用確認試験として認められた医療技術である、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準第3項に掲げる医療及び施設基準(平成18年厚生労働省告示第575号。以下「時限的先進医療告示」という。)各号(第10号、第17号及び第18号を除く。)に掲げる先進医療について、後日保険局医療課長より通知する保険医療機関の一覧に掲げる保険医療機関は、新たに届出を行うことなく、同年4月より保険診療との併用を認めるものとする。この場合において、以下に掲げる書類について、これまで提出のない医療機関については、平成20年9月末までの間に地方厚生(支)局長あて提出するものとする。

- ① 先進医療の内容(概要) (別紙既評価技術様式第2号を準用すること。)
- ② 先進医療の費用の積算根拠(別紙既評価技術様式5-1号及び5-2号を 準用すること。)
- 4 高度医療における多施設共同研究の場合の取扱い

2及び3について、当該医療技術が高度医療通知1(3)①に規定する多施設 共同研究の場合は、次に掲げる点に留意するものであること。

- (1) 高度医療別添様式第1号による第3項先進医療届出書(新規技術)について は、高度医療通知1(3)③に規定する申請医療機関(以下単に「申請医療機 関」という。)及び④に規定する協力医療機関のそれぞれについて提出するも のであること。
- (2) 高度医療に係る申請書の添付書類については、保険局医療課において必要に 応じ複写した上で、(1)の届出書とともに各保険医療機関の所在地を管轄する 地方厚生(支)局に送付するものであること。

5 取下げ

第3項先進医療届出書(新規技術)又は第3項先進医療届出書(既存技術)を提出後に、何らかの理由により届出を取り下げる場合(厚生労働省医政局長によ

り高度医療実施医療機関の評価を取り消され、施設基準を満たさなくなった場合を含む。)においては、第3項先進医療を実施しないこととなる日の60日前まで(高度医療実施医療機関の評価を取り消された場合にあっては遅滞なく)に、申請医療機関の開設者は、高度医療通知における高度医療別紙取下様式第3号による文書を、厚生労働省医政局長を経由して厚生労働大臣に提出すること。

なお、厚生労働大臣は、当該文書を当該保険医療機関の所在地を管轄する地方 厚生(支)局長に送付する。

6 第3項先進医療施設届出の変更届出

既に<u>第3項先進医療として先進医療告示に定められている医療技術について変</u>更が生じた場合には、申請医療機関の開設者は、高度医療通知における高度医療別添様式第4号による第3項先進医療に係る変更届出書を、厚生労働省医政局長を経由して厚生労働大臣に提出すること。この場合において、当該届出に係る添付書類については、高度医療通知における高度医療別添様式第3号による高度医療に係る変更届出書に添付する書類をもって足りるものとすること。

なお、次に掲げる事項に変更が生じた場合には、厚生労働大臣は当該届出書 (添付書類を含む。)を当該保険医療機関の所在地を管轄する地方厚生(支)局 長に送付する。

- ア 先進医療の実施責任者
- イ 先進医療に係る費用

7 高度医療の対象となる医療技術でなくなった場合の取扱い

第3項先進医療である高度医療に使用される医薬品・医療機器のすべてについて薬事法の承認等が得られた結果、当該医療技術を高度医療として実施しないこととなる場合であって、引き続き第2項先進医療として継続することが適当な医療技術については、先進医療専門家会議において科学的評価を行い、第2項先進医療として施設基準を設定することとなること。この場合において、当該医療技術を実施していた保険医療機関から第2に係る届出は要しないものであるが、先進医療専門家会議における科学的評価を適切に行うことを目的として、厚生労働省は、第2の2の(2)及び(3)に掲げる書類及び文献について当該保険医療機関に対し適宜提出を求めることができるものであること。

8 定期報告

第3項先進医療に係る定期報告については、第2の7の(1)の例によること。

先進医療における検体検査の外部医療機関委託実施の取扱い

1. 医療機関からの届出等

- (1) 既評価技術を従前より実施し、かつ当該技術に係る業務受託に同意した保険医療機関(受託側医療機関)と連携した当該技術の共同実施を希望する保険医療機関(以下「委託側医療機関」という。)は、別途定められた様式に従い、新規技術に係る届出に準じて、厚生労働大臣に届出を行う。
- (2) (1)の届出がなされた技術は、先進医療専門家会議において評価・検討を行い、 外部委託による共同実施が認められたものについては、厚生労働大臣が施設基準を 設定する。
- (3) 施設基準が告示された先進医療技術については、通常の既評価技術に準じて、委託側医療機関が地方厚生(支)局長に当該施設基準に適合する旨の届出を行う。

2. 先進医療専門家会議における科学的評価

先進医療専門家会議は、新規技術に係る届出に準じた方法により、以下の点に関する科学的評価を行うものとする。

- (1) 当該技術を外部委託により実施することの適否
- (2) 委託側医療機関に求められる施設基準

3. 留意事項

遺伝子関連検査に係る先進医療技術については、「遺伝子関連検査 検体品質管理 マニュアル」(特定非営利活動法人日本臨床検査標準協議会遺伝子関連検査標準化専 門委員会)に準拠することを要件とする。

先進医療Pの外部委託実施イメージ(遺伝子検査の例)









先進医療 実施責任者 が連携



採血

検体輸送



結果通知

検査結果

到着

受託側先進医療

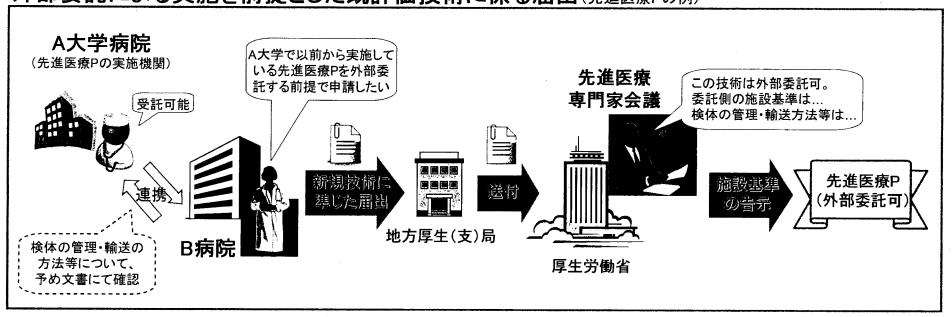
実施機関



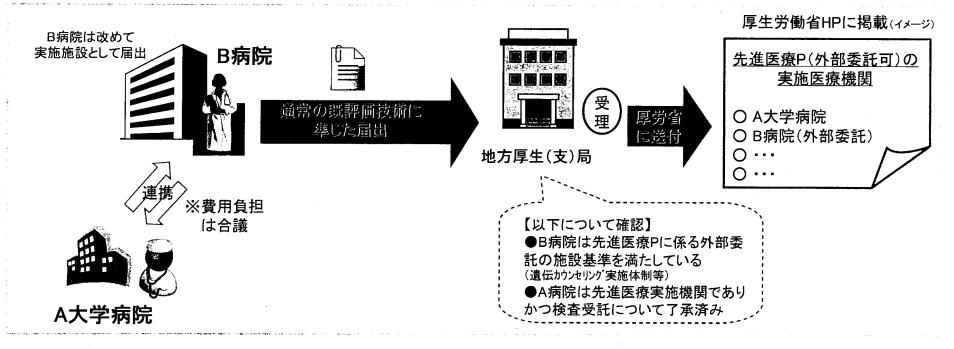
A大学病院



外部委託による実施を前提とした既評価技術に係る届出(先進医療Pの例)



既評価技術(外部委託可)に係る施設基準に適合する旨の届出 (B病院の場合)



先 — 6 21.4.9

臨床研究に関する倫理指針

平成15年7月30日 (平成16年12月28日全部改正) (平成20年7月31日全部改正)

厚生労働省

目次

前文 	1
第1 基本的考え方	
1 目的	2
2 適用範囲	2
3 用語の定義	
(1) 臨床研究	3
(2) 介入	 3
(3)被験者	3
(4) 試料等	3
(5) 既存試料等	 4
(6) 個人情報	4
(7) 保有する個人情報	4
(8) 匿名化	4
(9)連結可能匿名化	4
(10) 連結不可能匿名化	4
(11) 研究者等	5
(12) 研究責任者	5
(13) 組織の代表者等	
(14) 臨床研究機関	- 5
(15) 共同臨床研究機関	5
(16) 倫理審査委員会	
(17) インフォームド・コンセント	
(18) 代諾者	 5
(19) 未成年者	6
(20) 代理人	6
第2 研究者等の責務等	
1 研究者等の責務等	6
2 研究責任者の責務等	8
3 臨床研究機関の長の責務等	12
4 組織の代表者等の責務等	
第3 倫理審査委員会	16
第4 インフォームド・コンセント	
1 被験者からインフォームド・コンセントを受ける手続	
2 代諾者等からインフォームド・コンセントを受ける手続	 20
第5 試料等の保存及び他の機関等の試料等の利用	
1 試料等の保存等	2
2 他の機関等の試料等の利用	22
第6 細則	
第7 見直し	23
第8 施行期日	23

前文

近年の科学技術の進展に伴い、臨床研究の重要性は一段と増している。臨床研究の主な目的は、医療における疾病の予防方法、診断方法及び治療方法の改善、疾病原因及び病態の理解並びに患者の生活の質の向上にあり、最善であると認められた予防方法、診断方法及び治療方法であっても、その有効性、効率性、利便性及び質に関する臨床研究を通じて、絶えず再検証されなければならない。

また、医療の進歩は、最終的には臨床研究に依存せざるを得ない場合が多いが、 臨床研究においては、被験者の福利に対する配慮が科学的及び社会的利益よりも優 先されなければならない。

こうした点を踏まえ、被験者の人間の尊厳及び人権を守るとともに、研究者等がより円滑に臨床研究を行うことができるよう、ここに倫理指針を定める。

この指針は、世界医師会によるヘルシンキ宣言に示された倫理規範や我が国の個人情報の保護に係る議論等を踏まえ、また、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第8条の規定に基づき、臨床研究の実施に当たり、研究者等が遵守すべき事項を定めたものである。しかしながら、臨床研究には極めて多様な形態があることに配慮して、この指針においては基本的な原則を示すにとどめており、研究責任者が臨床研究計画を立案し、その適否について倫理審査委員会が判断するに当たっては、この原則を踏まえつつ、個々の臨床研究計画の内容等に応じて適切に行うことが求められる。

臨床研究が、社会の理解と協力を得て、一層社会に貢献するために、すべての臨床研究の関係者が、この指針に従って臨床研究に携わることが求められている。

なお、個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)及び地方公共団体等において個人情報の保護に関する法律第11条の趣旨を踏まえて制定される条例等が適用されるそれぞれの臨床研究機関は、個人情報の取扱いに当たっては、それぞれに適用される法令、条例等を遵守する必要がある。

第1 基本的考え方

1 目的

この指針は、医学系研究の推進を図る上での臨床研究の重要性を踏まえつつ、 人間の尊厳、人権の尊重その他の倫理的観点及び科学的観点から臨床研究に携 わるすべての関係者が遵守すべき事項を定めることにより、社会の理解と協力 を得て、臨床研究の適正な推進が図られることを目的とする。

2 適用範囲

(1) この指針は、社会の理解と協力を得つつ、医療の進歩のために実施される 臨床研究を対象とし、これに携わるすべての関係者に遵守を求めるものであ る。

ただし、次のいずれかに該当するものは、この指針の対象としない。

- ① 診断及び治療のみを目的とした医療行為
- ② 他の法令及び指針の適用範囲に含まれる研究
- ③ 試料等のうち連結不可能匿名化された診療情報(死者に係るものを含む。)のみを用いる研究
- (2) この指針は、日本国内において実施される臨床研究を対象とするが、日本 国外において実施される臨床研究も対象とし、これに携わるすべての関係者 は、当該実施地の法令、指針等を遵守しつつ、原則としてこの指針の基準に 従わなければならない。

ただし、この指針と比較して当該実施地の法令、指針等の基準が厳格な場合には、当該基準に従って臨床研究を実施しなければならない。

<細則>

- 1. 本指針の施行前に着手された臨床研究のうち、平成17年3月31日以前に着手された研究については、「臨床研究に関する倫理指針(平成15年厚生労働省告示第255号)」を適用し、また、平成17年4月1日以降に着手された研究については「臨床研究に関する倫理指針(平成16年厚生労働省告示第459号)」を適用するものとする。
- 2. 日本国外において、当該日本国外の研究機関と共同で臨床研究を実施する場合には、 原則としてこの指針を遵守するとともに、当該日本国外の研究機関の存する国における 基準がこの指針よりも厳格な場合には、当該厳格な基準を遵守しなければならない。 ただし、本指針が相手国における基準より厳格な場合であって、かつ、次に掲げる要 件のすべてを満たす場合には、本指針の基準を尊重しつつ、相手国における試料等の提
 - イ 相手国において本指針の適用が困難であること
 - ロ 以下に定める事項が適切に措置されることについて、我が国の臨床研究機関の倫理審査委員会の承認を受け、当該機関の長が適当と判断していること。

供及び取扱いについて、相手国の定める法令、指針等の基準に従って行うことができる。

- (イ) インフォームド・コンセントを得られること。
- (ロ) 提供者の個人情報の保護について適切な措置が講じられること。
- (ハ) 研究計画の科学的・倫理的妥当性について、相手国において承認されること、又は相手国が定める法令、指針等に基づいて相手国の研究機関内の倫理 審査委員会若しくはこれに準ずる組織により承認され、相手国の研究機関の 長により許可されること。

3 用語の定義

(1) 臨床研究

医療における疾病の予防方法、診断方法及び治療方法の改善、疾病原因及 び病態の理解並びに患者の生活の質の向上を目的として実施される次に掲げ る医学系研究であって、人を対象とするものをいう。

- ① 介入を伴う研究であって、医薬品又は医療機器を用いた予防、診断又は 治療方法に関するもの
- ② 介入を伴う研究(①に該当するものを除く。)
- ③ 介入を伴わず、試料等を用いた研究であって、疫学研究(明確に特定された人間集団の中で出現する健康に関する様々な事象の頻度及び分布並びにそれらに影響を与える要因を明らかにする科学研究をいう。)を含まないもの(以下「観察研究」という。)

<細則>

- 1. 「医学系研究」には、医学に関する研究とともに、歯学、薬学、看護学、リハビリテーション学、予防医学、健康科学に関する研究が含まれる。
- 2. 観察研究には以下のものも含む。 通常の診療の範囲内であって、いわゆるランダム化、割付け等を行わない医療行 為における記録、結果及び当該医療行為に用いた検体等を利用する研究

(2) 介入

予防、診断、治療、看護ケア及びリハビリテーション等について、次の行為を行うことをいう。

- ① 通常の診療を超えた医療行為であって、研究目的で実施するもの
- ② 通常の診療と同等の医療行為であっても、被験者の集団を原則として2 群以上のグループに分け、それぞれに異なる治療方法、診断方法、予防方法その他の健康に影響を与えると考えられる要因に関する作為又は無作為の割付けを行ってその効果等をグループ間で比較するもの

(3)被験者

次のいずれかに該当する者をいう。

- ① 臨床研究を実施される者
- ② 臨床研究を実施されることを求められた者
- ③ 臨床研究に用いようとする血液、組織、細胞、体液、排泄物及びこれらから抽出したDNA等の人の体の一部(死者に係るものを含む。)を提供する者
- ④ 診療情報(死者に係るものを含む。)を提供する者

(4) 試料等

臨床研究に用いようとする血液、組織、細胞、体液、排泄物及びこれらから抽出したDNA等の人の体の一部並びに被験者の診療情報(死者に係るものを含む。)をいう。ただし、学術的な価値が定まり、研究実績として十分認められ、研究用に広く一般に利用され、かつ、一般に入手可能な組織、細胞、体液及び排泄物並びにこれらから抽出したDNA等は、含まれない。

なお、診療情報とは、診断及び治療を通じて得られた疾病名、投薬名、検査結果等の情報をいう。

<細則>

診療情報として代表的なものには、患者ごとに記録された診療録等が考えられるが、この指針が対象とする診療情報に該当するか否かは具体的な状況に応じて個別に判断することとなる。

(5) 既存試料等

次のいずれかに該当する試料等をいう。

- ① 臨床研究計画書の作成時までに既に存在する試料等
- ② 臨床研究計画書の作成時以降に収集した試料等であって、収集の時点においては当該臨床研究に用いることを目的としていなかったもの

(6) 個人情報

生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日 その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と 容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる こととなるものを含む。)をいう。

なお、死者に係る情報が同時に、遺族等の生存する個人に関する情報である場合には、当該生存する個人の個人情報となる。

<細則>

個人情報として代表的なものには、氏名、生年月日、住所、電話番号のほか、患者ごと に記録された診療録番号等の符号を含む情報等が考えられるが、この指針が対象とする個 人情報に該当するか否かは具体的な状況に応じて個別に判断することとなる。

(7) 保有する個人情報

臨床研究機関に属する研究者等が実施する研究に係る個人情報であって、 当該研究者等が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び 第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有するものをいう。

(8) 匿名化

個人情報から個人を識別することができる情報の全部又は一部を取り除き、 代わりにその人と関わりのない符号又は番号を付すことをいう。試料等に付 随する情報のうち、ある情報だけでは特定の人を識別できない情報であって も、各種の名簿等の他で入手できる情報と組み合わせることにより、その人 を識別できる場合には、組合せに必要な情報の全部又は一部を取り除いて、 その人が識別できないようにすることをいう。

(9)連結可能匿名化

必要な場合に個人を識別できるように、その人と新たに付された符号又は 番号の対応表を残す方法による匿名化をいう。

<細則>

いわゆるコード化において、特定の人と新たに付された符号又は番号の対応表を残す方法によるものは、連結可能匿名化に当たる。

(10) 連結不可能匿名化

個人を識別できないように、その人と新たに付された符号又は番号の対応 表を残さない方法による匿名化をいう。

<細則>

いわゆる無名化において、特定の人と新たに付された符号又は番号の対応表を残さない

方法によるものは、連結不可能匿名化に当たる。

(11) 研究者等

研究責任者、臨床研究機関の長その他の臨床研究に携わる者をいう。

(12) 研究責任者

個々の臨床研究機関において、臨床研究を実施するとともに、その臨床研究に係る業務を統括する者をいう。

(13) 組織の代表者等

臨床研究機関を有する法人の代表者及び行政機関の長等の事業者及び組織の代表者をいう。

(14) 臨床研究機関

臨床研究を実施する機関(試料等の提供を行う機関を含む。)をいう。

(15) 共同臨床研究機関

臨床研究計画書に記載された臨床研究を共同して行う臨床研究機関(試料等の提供を行う機関を含む。)をいう。

(16) 倫理審查委員会

臨床研究の実施又は継続の適否その他臨床研究に関し必要な事項について、被験者の人間の尊厳、人権の尊重その他の倫理的観点及び科学的観点から調査審議するために、次に掲げる者が設置した合議制の機関(次に掲げる者が合同で設置した場合を含む。)をいう。

- ① 臨床研究機関の長
- ② 一般社団法人又は一般財団法人
- ③ 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
- ④ 医療関係者により構成された学術団体
- ⑤ 私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人(医療機関を有するものに限る。)
- ⑥ 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定 する独立行政法人(医療の提供等を主な業務とするものに限る。)
- ⑦ 国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する 国立大学法人(医療機関を有するものに限る。)
- ⑧ 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人(医療機関を有するものに限る。)

(17) インフォームド・コンセント

被験者となることを求められた者が、研究者等から事前に臨床研究に関する十分な説明を受け、その臨床研究の意義、目的、方法等を理解し、自由意思に基づいて与える、被験者となること及び試料等の取扱いに関する同意をいう。

(18) 代諾者

被験者の意思及び利益を代弁できると考えられる者であって、当該被験者

にインフォームド・コンセントを与える能力のない場合に、当該被験者の代わりに、研究者等に対してインフォームド・コンセントを与える者をいう。

(19) 未成年者

満20歳未満の者であって、婚姻をしたことがないものをいう。

(20) 代理人

未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は保有する個人情報の利用目的の通知、開示、訂正等、利用停止等若しくは第三者提供の停止の求め(以下「開示等の求め」という。)をすることにつき本人が委任した代理人をいう。

第2 研究者等の責務等

1 研究者等の責務等

- (1) 被験者の生命、健康、プライバシー及び尊厳を守ることは、臨床研究に携わる研究者等の責務である。
- (2) 研究者等は、臨床研究を実施するに当たっては、一般的に受け入れられた 科学的原則に従い、科学的文献その他科学に関連する情報源及び十分な実験 に基づかなければならない。
- (3) 研究者等は、臨床研究を実施するに当たっては、第4に規定する手続によって、インフォームド・コンセントを受けなければならない。

<細則>

研究者等ごとに同意文書を受理することも可能だが、また、研究責任者が代表で受理する等、被験者ごとに一つの同意文書を受理することでも対応可能である。

(4)研究者等は、第1の3(1)①に規定する研究(体外診断を目的とした研究を除く。)を実施する場合には、あらかじめ、当該臨床研究の実施に伴い被験者に生じた健康被害の補償のために、保険その他の必要な措置を講じておかなければならない。

<細則>

その他必要な措置は、例えば、健康被害に対する医療の提供及びその他の物又はサービスの提供をいう。

- (5) 研究者等は、環境に影響を及ぼすおそれのある臨床研究を実施する場合又は臨床研究の実施に当たり動物を使用する場合には、十分な配慮をしなければならない。
- (6) 研究者等は、臨床研究の実施に先立ち、臨床研究に関する倫理その他臨床 研究の実施に必要な知識についての講習その他必要な教育を受けなければな らない。
- (7) 研究者等の個人情報の保護に係る責務等は、次のとおりとする。
 - ① 研究者等は、臨床研究の結果を公表する場合には、被験者を特定できな

いように行わなければならない。

<細則>

特定の被験者の症例や事例を学会で発表したり、学会誌で報告したりする場合等は 氏名、生年月日、住所等を消去することで被験者を特定できないように対処すること が想定されるが、症例や事例により被験者を特定できないようにすることが困難な場 合は、あらかじめ被験者の同意を得なければならない。

- ② あらかじめ被験者の同意を得ないで、インフォームド・コンセントで特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。
- ③ 当該研究に係る個人情報について、利用目的を変更する場合(④に規定する場合を除く。)には、あらためて被験者に当該変更の内容を説明し、同意を得なければならない(ただし、細則で規定する場合を除く。)。

<細則>

- ③の規定は、次に掲げる場合について、適用しない。
- イ 法令に基づく場合
- ロ 人間の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、被験者の同意を得ることが困難であるとき
- ハ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、被験者の同意を得ることが困難であるとき
- ニ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂 行することに対して協力する必要がある場合であって、被験者の同意を得ることに より当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- ④ 当該研究に係る個人情報について、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲において利用目的を変更する場合は、原則として当該変更の内容について被験者に通知又は公表しなければならない。
- ⑤ 他の研究者等から研究を承継することに伴い個人情報を取得した場合は、 あらかじめ被験者の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用 目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。
- ⑥ 偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。
- ⑦ 利用目的の達成に必要な範囲内において、当該研究に係る個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。
- ⑧ その取り扱う個人情報の漏えい、減失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

また、死者の人としての尊厳及び遺族の感情にかんがみ、死者に係る情報についても個人情報と同様に、情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の死者に係る情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

⑨ あらかじめ被験者の同意を得ないで、当該研究に係る個人情報を第三者 に提供してはならない(ただし、細則で規定する場合を除く。)。

<細則>

- 1. ⑨の規定は、次に掲げる場合について、適用しない。
 - イ 法令に基づく場合
 - ロ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、被験者の同意を得ることが困難であるとき

- ハ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、被験者の同意を得ることが困難であるとき
- 三 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、被験者の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- 2. 次に掲げる場合は、⑨で規定する第三者に該当しないものとする。
 - イ 研究者等が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部又 は一部を委託する場合
 - ロ 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報が提供される場合
 - ハ 個人情報を特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、被験者に通知し、又は被験者が容易に知り得る状態に置いているとき(ただし、この場合は、研究者等は当該個人情報を利用する者の利用目的又は個人情報の管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、被験者に通知し、又は被験者が容易に知り得る状態に置かなければならない。)
- ⑩ 当該研究に係る個人情報の取扱いに関する被験者等からの苦情・問い合わせの適切かつ迅速な対応に努めなければならない。

2 研究責任者の青務等

(1) 研究責任者は、被験者に対する説明の内容、同意の確認方法、その他のインフォームド・コンセントの手続に必要な事項を臨床研究計画に記載しなければならない。

この場合において、第1の3(1)①に規定する研究(体外診断を目的とした研究を除く。)にあっては、当該臨床研究の実施に伴い被験者に生じた健康被害の補償のための保険その他の必要な措置を、第1の3(1)①に規定する研究のうち体外診断を目的とした研究及び第1の3(1)②に規定する研究にあっては、当該臨床研究の実施に伴い被験者に生じた健康被害の補償の有無を臨床研究計画に記載しなければならない。

<細則>

臨床研究計画書に記載すべき事項は、一般的に以下のとおりとする。ただし、臨床研究の内容に応じて変更できるものとする。

イ 被験者の選定方針

- ロ 当該臨床研究の意義、目的、方法及び期間、当該臨床研究に参加することにより期待される利益及び起こり得る危険並びに必然的に伴う心身に対する不快な状態、当該臨床研究終了後の対応、当該臨床研究に係る個人情報の保護の方法(被験者を特定できる場合の取扱いを含む。)
- ハ 共同臨床研究機関の名称
- ニ 研究者等の氏名
- ホ インフォームド・コンセントのための手続
- へ インフォームド・コンセントを受けるための説明事項及び同意文書 (観察研究においても、試料等の採取に侵襲性を伴うものについては、第1の3(1)①及び②に規定する研究と同様に十分な記載を行うよう留意すること。)
- ト 当該臨床研究に係る資金源、起こり得る利害の衝突及び研究者等の関連組織との関わり
- チ 第1の3(1)①に規定する研究(体外診断を目的とした研究を除く。)にあっては、 当該臨床研究に伴い被験者に生じた健康被害の補償のための保険等必要な措置(第1

- の3(1)①に規定する研究のうち体外診断を目的とした研究及び第1の3(1)②に規定する研究にあっては、補償の有無。)
- リ 試料等の保存及び使用方法並びに保存期間
- ヌ 代諾者を選定する場合はその考え方

【被験者からインフォームド・コンセントを受けることが困難な場合】

- ル 当該臨床研究の重要性、被験者の当該臨床研究への参加が当該臨床研究を実施する に当たり必要不可欠な理由
- (2) 研究責任者は、臨床研究に伴う危険が予測され、安全性を十分に確保できると判断できない場合には、原則として当該臨床研究を実施してはならない。 <細則>
 - 1. 研究責任者は、臨床研究を実施する場合には、当該臨床研究の安全性を十分確保することが特に重要である。
 - 2. 研究責任者は、臨床研究を終了するまでの間、危険の予測や安全性の確保に必要な情報について、把握しておかなければならない。
- (3) 研究責任者は、臨床研究を実施し、又は継続するに当たり、臨床研究機関の長の許可を受けなければならない。

<細則>

- 1. 臨床研究を何らかの理由により中止したが、その後再開する場合であっても、「臨床研究の継続」に含まれる。
- 2. 「臨床研究機関の長」とは、例えば、以下の者が挙げられる。
 - イ 病院の場合は、病院長
 - ロ 保健所の場合は、保健所長
 - ハ 企業等の研究所の場合は、研究所長
- 3. 臨床研究機関が小規模であること等により研究責任者と臨床研究機関の長が同一人物にならざるを得ない場合には、研究責任者は、共同臨床研究機関、一般社団法人又は一般財団法人、独立行政法人、学校法人、国立大学法人、地方独立行政法人、特定非営利活動法人、学会等に設置された倫理審査委員会に審査を依頼する等により、臨床研究における倫理性に十分配慮した上で実施しなければならない。
- (4) 研究責任者は、臨床研究計画において、臨床研究の実施計画及び作業内容 を明示しなければならない。
- (5) 研究責任者は、第1の3(1)①及び②に規定する研究であって、侵襲性を有するものを実施する場合には、あらかじめ、登録された臨床研究計画の内容が公開されているデータベース(国立大学附属病院長会議、財団法人日本医薬情報センター及び社団法人日本医師会が設置したものに限る。)に当該研究に係る臨床研究計画を登録しなければならない。ただし、知的財産等の問題により臨床研究の実施に著しく支障が生じるものとして、倫理審査委員会が承認し、臨床研究機関の長が許可した登録内容については、この限りではない。

<細則>

- 1. 臨床研究機関の長等が研究責任者に代わって登録する場合が想定されるが、その場合、登録の責務は研究責任者にある。
- 2. 共同臨床研究機関が存在する臨床研究の場合においては、一の臨床研究機関の研究責任者が、他の臨床研究機関の研究責任者を代表して登録することができる。その場合、当該臨床研究を行うすべての臨床研究機関に関する情報が登録内容に記載されていなければならない。
- (6) 研究責任者は、臨床研究を適正に実行するために必要な専門的知識及び臨床経験が十分にある者でなければならない。

<細則>

介入を伴う研究その他の健康に影響を与えるような行為を伴う人を対象とする臨床研究 (いわゆる介入研究)を行う場合には、臨床経験が十分にある医師による適切な助言を得 なければならない。ただし、臨床経験が十分にある医師が当該臨床研究に参加している場 合には、この限りではない。

- (7)研究責任者は、臨床研究の適正性及び信頼性を確保するために必要な情報を収集し、検討するとともに、臨床研究機関の長に対してこれを報告しなければならない。また、必要に応じ、臨床研究計画一を変更しなければならない。
- (8) 研究責任者は、臨床研究に関連する重篤な有害事象及び不具合等の発生を知ったときは、直ちにその旨を臨床研究機関の長に通知しなければならない。
- (9)研究責任者は、毎年一回、臨床研究の進捗状況並びに有害事象及び不具合等の発生状況を臨床研究機関の長に報告しなければならない。また、臨床研究を終了したときは、臨床研究機関の長にその旨及び結果の概要を文書により報告しなければならない。

<細則

毎年の報告の報告時期については、各々の臨床研究機関において、適切な時期を定める こととする。

- (10) 研究責任者は、他の臨床研究機関と共同で臨床研究を実施する場合には、 当該他の臨床研究機関の研究責任者に対し、臨床研究に関連する重篤な有害 事象及び不具合等を報告しなければならない。
- (11) 研究責任者は、臨床研究により期待される利益よりも起こり得る危険が高いと判断される場合又は臨床研究により十分な成果が得られた場合には、当該臨床研究を中止し、又は終了しなければならない。

<細則>

- 1. 研究責任者は、臨床研究を終了するまでの間、臨床研究に関する国内外における学会 発表、論文発表等の情報(以下「発表情報等」という。) について把握するとともに、 把握した当該発表情報等について、臨床研究機関の長に対し、報告することが望ましい。
- 2. 研究責任者は、他の臨床研究機関と共同で臨床研究を実施する場合には、当該他の臨床研究機関の研究責任者に対し、把握した発表情報等について報告することが望ましい。
- 3. 研究責任者は、臨床研究を中止し、又は終了した場合には、その旨を臨床研究機関の長へ報告しなければならない。この場合において、研究責任者は、臨床研究により期待される利益よりも起こり得る危険が高いと判断される場合等緊急性の高い理由により当該臨床研究を中止又は終了した場合については、遅滞なく、その旨を臨床研究機関の長へ報告しなければならない。
- (12) 研究責任者の個人情報の保護に係る責務等は、次のとおりとする。
 - ① 当該研究に係る個人情報の安全管理が図られるよう、その個人情報を取り扱う研究者等(当該研究責任者を除く。)に対し必要かつ適切な監督を行わなければならない。

<細則>

研究責任者は、臨床研究機関の長と協力しつつ、個人情報を厳重に管理するために 必要な手続、設備、体制等を整備することが望ましい。

② 個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要

かつ適切な監督を行わなければならない。

<細則>

本指針が求める必要かつ適切な監督とは、例えば委託契約書において、委託者が定める安全管理措置の内容を明示的に規定するとともに、当該内容が遵守されていることを確認することである。

- ③ 保有する個人情報に関し、次に掲げる事項について、被験者の知り得る 状態(被験者の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置かなけ ればならない。
 - 一 当該研究に係る研究者等の氏名又は研究チームの名称
 - 二 すべての個人情報の利用目的(ただし、細則で規定する場合を除く。)
 - 三 開示等の求めに応じる手続
 - 四 苦情の申出先及び問い合わせ先

<細則>

- ③の二の規定は、次に掲げる場合について、適用しない。
- イ 利用目的を被験者に通知し、又は公表することにより被験者又は第三者の生命、 身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ロ 利用目的を被験者に通知し、又は公表することにより当該研究責任者の権利又は 正当な利益を害するおそれがある場合
- ハ 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する 必要がある場合であって、利用目的を被験者に通知し、又は公表することにより当 該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- ニ 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合
- ④ 被験者又は代理人から、当該被験者が識別される保有する個人情報の開示を求められたときは、原則として被験者に対し、遅滞なく、書面の交付 又は開示の求めを行った者が同意した方法により当該保有する個人情報を 開示しなければならない。

また、当該被験者が識別される保有する個人情報が存在しないときには、その旨を知らせなければならない。

ただし、開示することにより、次の各号のいずれかに該当する場合は、 その全部又は一部を開示しないことができる。

- 一 被験者又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- 二 当該研究に係る研究者等の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすお それがある場合
- 三 他の法令に違反することとなる場合

また、開示を求められた保有する個人情報の全部又は一部について開示しない旨を決定したときは、原則として被験者に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。その際、原則として被験者に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

なお、他の法令の規定により、保有する個人情報の開示について定めが ある場合には、当該法令の規定によるものとする。

⑤ 保有する個人情報のうち、診療情報を含むものを開示する場合には、原 則として別途厚生労働省医政局長が示す指針に従って行うものとする。

<細則>

⑤の規定において、「厚生労働省医政局長が示す指針」とあるのは、「診療情報の

提供等に関する指針の策定について」(平成15年9月12日医政発第0912001号厚生労働 省医政局長通知)で示す「診療情報の提供等に関する指針」のことをいう。

⑥ 被験者又は代理人から、保有する個人情報の訂正等、利用停止等、又は 第三者への提供の停止を求められた場合で、それらの求めが適正であると 認められるときは、これらの措置を行わなければならない。

ただし、利用停止等及び第三者への提供の停止については、多額の費用を要する場合など当該措置を行うことが困難な場合であって、被験者の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

<細則>

⑥の規定において、被験者又は代理人から訂正等、利用停止等、又は第三者への提供の停止を求められた当該保有する個人情報の全部若しくは一部について、次に掲げる事項を実施又は決定した場合は、原則として被験者に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

- イ 訂正等を行ったとき
- ロ 訂正等を行わない旨の決定をしたとき
- ハ 利用停止等を行ったとき
- ニ 利用停止等を行わない旨を決定したとき
- ホ 第三者への提供を停止したとき
- へ 第三者への提供を停止しない旨を決定したとき
- ⑦ 被験者又は代理人からの開示等の求めの全部又は一部について、その措置をとらない旨又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、原則として被験者に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。
- ⑧ 被験者又は代理人に対し、開示等の求めに関して、その対象となる保有する個人情報を特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、被験者又は代理人が容易かつ的確に開示等の求めをすることができるよう、当該保有する個人情報の特定に資する情報の提供その他被験者又は代理人の利便を考慮した措置をとらなければならない。

<細則>

当該臨床研究に係る情報の開示等の求めに対しては、あらかじめ一元的に対応できるような手続等を定めるなど被験者及び代理人の負担をできるだけ軽減するような措置を講ずるよう努めなければならない。

(13) 研究責任者は、臨床研究終了後においても、被験者が当該臨床研究の結果により得られた最善の予防、診断及び治療を受けることができるよう努めなければならない。

3 臨床研究機関の長の責務等

- (1)倫理的配慮の周知

臨床研究機関の長は、当該臨床研究機関における臨床研究が、倫理的、法 的又は社会的問題を引き起こすことがないよう、研究者等(当該臨床研究機 関の長を除く。)に対し、臨床研究を実施するに当たり、被験者の人間の尊 厳及び人権を尊重し、個人情報を保護しなければならないことを周知徹底し なければならない。

(2) 被験者の健康被害等に対する補償等の確保

臨床研究機関の長は、いかなる臨床研究も、臨床研究機関の長の責任の下で計画され、実施されること及び臨床研究に起因する被験者の健康被害等に対する補償その他の必要な措置が適切に講じられることを確保しなければならない。

(3) 臨床研究の適正な実施の確保

臨床研究機関の長は、臨床研究に係る業務並びに重篤な有害事象及び不具合等に対して研究者等が実施すべき事項に関する手順書を作成し、臨床研究が当該手順書に従って適正かつ円滑に行われるよう必要な措置を講じなければならない。

<細則>

本項で定める手順書については、その求められる実用性を踏まえ、簡潔なものとすること。

(4) 臨床研究計画の審査

臨床研究機関の長は、臨床研究計画がこの指針に適合しているか否かその 他臨床研究の適正な実施に関し必要な事項について、あらかじめ、倫理審査 委員会に審査を行わせなければならない。

ただし、次のいずれかに該当する臨床研究計画については、この限りでない。

- ① 倫理審査委員会に属する者その他の者のうちから倫理審査委員会があらかじめ指名する者(②において「あらかじめ指名する者」という。)が、 当該臨床研究計画が次に掲げるすべての要件を満たしており、倫理審査委員会への付議を必要としないと判断した場合
 - ア 他の機関において既に連結可能匿名化された情報を収集するもの、無 記名調査を行うものその他の個人情報を取り扱わないものであること。
 - イ 人体から採取された試料等を用いないものであること。
 - ウ 観察研究であって、人体への負荷を伴わないものであること。
 - エ 被験者の意思に回答が委ねられている調査であって、その質問内容により被験者の心理的苦痛をもたらすことが想定されないものであること。
- ② あらかじめ指名する者が、研究者等が所属する医療機関内の患者の診療 録等の診療情報を用いて、専ら集計、単純な統計処理等を行う研究であり、 倫理審査委員会への付議を必要としないと判断した場合
- ③ 次に掲げる事項についての規定を含む契約に基づき、データの集積又は 統計処理のみを受託する場合

ア データの安全管理

イ 守秘義務

<細則>

臨床研究機関に既に設置されている類似の委員会については、この指針に適合する倫理 審査委員会として再編成することにより対応することも可能であり、その場合、その名称 の如何は問わない。

(5) 他の倫理審査委員会への審査依頼

臨床研究機関の長は、当該臨床研究機関の長が設置した倫理審査委員会以外の倫理審査委員会に審査を行わせようとする場合には、あらかじめ、文書により、当該倫理審査委員会の設置者に当該審査を依頼しなければならない。

(6) 倫理審査委員会への付議

臨床研究機関の長は、2(7)の規定により、研究責任者から臨床研究の 適正性及び信頼性を確保するために必要な情報が報告された場合には、倫理 審査委員会に報告しなければならない。また、2(3)の規定により、研究 責任者から臨床研究の実施又は継続について許可を求められた場合(2(7)の規定により、臨床研究計画を変更した場合を含む。)には、臨床研究 の実施又は継続の適否、臨床研究計画の変更その他の臨床研究に関し必要な 事項について、速やかに倫理審査委員会の意見を聴かなければならない。た だし、2(3)の規定による場合であって、(4)①、②又は③に該当する 場合は、この限りではない。

<細則>

- 1. 倫理審査委員会(当該臨床研究機関の長が設置した倫理審査委員会を除く)に報告し、又は意見を聴く場合にあっては、前項の規定に基づく審査を依頼した倫理審査委員会に限る。
- 2. 臨床研究機関の長は、他の臨床研究機関と共同で臨床研究を実施する場合には、当該 臨床研究の実施又は継続の適否について、倫理審査委員会への付議に当たり、共同臨床 研究機関における臨床研究計画の承認状況、インフォームド・コンセントの取得状況等 の情報についても提供しなければならない。

(7) 臨床研究機関の長による許可

臨床研究機関の長は、倫理審査委員会の意見を尊重し、臨床研究の実施又は継続の許可又は不許可その他の臨床研究に関し必要な事項を決定しなければならない。この場合において、臨床研究機関の長は、倫理審査委員会が実施又は継続が適当でない旨の意見を述べた臨床研究については、その実施又は継続を許可してはならない。

<細則>

臨床研究機関の長は、公衆衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため緊急に臨床研究を実施する必要があると判断する場合には、倫理審査委員会の意見を聴く前に許可を決定することができる。この場合において、臨床研究機関の長は、許可後遅滞なく倫理審査委員会の意見を聴くものとし、倫理審査委員会が臨床研究の変更又は中止の意見を述べた場合には、これを踏まえ、研究責任者に対し、当該臨床研究の変更又は中止を指示しなければならない。

(8) 有害事象等への対応

臨床研究機関の長は、2(8)の規定により研究責任者から臨床研究に関連する重篤な有害事象及び不具合等の発生について通知がなされた場合には、速やかに必要な対応を行うとともに、当該有害事象及び不具合等について倫理審査委員会等に報告し、その意見を聴き、当該臨床研究機関内における必要な措置を講じなければならない。

また、当該臨床研究を共同して行っている場合には、当該有害事象及び不具合等について、共同臨床研究機関への周知等を行わなければならない。

<細則>

倫理審査委員会の他に、研究責任者は、臨床研究の継続の適否、有害事象等の評価又は計画の変更について審議させるために、効果安全性評価委員会を設置することができる。ただし、当該臨床研究を実施する者、倫理審査委員会の委員、臨床研究機関の長は効果安全性評価委員会の委員になることはできない。

(9) 厚生労働大臣等への報告

- ① 臨床研究機関の長は、第1の3(1)①及び②に規定する研究であって、 侵襲性を有するものにおいて、臨床研究に関連する予期しない重篤な有害 事象及び不具合等が発生した場合には、(8)の対応の状況・結果を公表 し、厚生労働大臣又はその委託を受けた者(以下「厚生労働大臣等」とい う。)に逐次報告しなければならない。
- ② 臨床研究機関の長は、当該臨床研究機関において現在実施している又は過去に実施された臨床研究について、この指針に適合していないこと(適合していない程度が重大である場合に限る。)を知った場合には、速やかに倫理審査委員会の意見を聴き、必要な対応をした上で、その対応の状況・結果を厚生労働大臣等に報告し、公表しなければならない。

<細則>

承認又は認証を受けて製造販売された医薬品又は医療機器を使用する臨床研究において、 医薬品又は医療機器の副作用、不具合等の事由によるものと疑われる場合には、薬事法(昭和35年法律第145号)第77条の4の2第2項の規定に留意し、適切に対応すること。

(10) 自己点検

臨床研究機関の長は、必要に応じ、当該臨床研究機関における臨床研究がこの指針に適合しているか否かについて、自ら点検及び評価を行わなければならない。

<細則>

臨床研究機関の長が自ら行う当該臨床研究に対する点検及び評価並びにその実施手法及び時期については、研究の内容等に応じて臨床研究機関の長が定めることとする。また、 点検等のためのチェックシート等は各臨床研究機関において備えることとする。

(11) 厚生労働大臣等の調査への協力

臨床研究機関の長は、当該臨床研究機関がこの指針に適合しているか否かについて、厚生労働大臣等が実施する実地又は書面による調査に協力しなければならない。

(12) 研究者等の教育の機会の確保

臨床研究機関の長は、臨床研究の実施に先立ち、研究者等が臨床研究の倫理に関する講習その他必要な教育を受けることを確保するために必要な措置 を講じなければならない。

(13) 臨床研究計画等の公開

臨床研究機関の長は、2(5)の登録がなされ、臨床研究計画及び臨床研究の成果の公開が確保されるよう努めるものとする。

4 組織の代表者等の責務等

(1)個人情報の保護に関する責務等

- ① 組織の代表者等は、当該臨床研究機関における臨床研究の実施に際し、 個人情報の保護が図られるようにしなければならない。
- ② 組織の代表者等は、個人情報の保護に関する措置に関し、適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、臨床研究機関の長等に対し、監督上必要な命令をすることができる。

③ 組織の代表者等は、組織の代表者等の責務として以下に規定する事項並びに第5の1(2)並びに第5の2(1)及び(2)に規定する事項に係る権限又は事務を、当該臨床研究機関が定めるところにより当該臨床研究機関の長等当該臨床研究機関の適当な者に委任することができる。

(2) 個人情報に係る安全管理措置

組織の代表者等は、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な組織的、 人的、物理的及び技術的安全管理措置を講じなければならない。

また、組織の代表者等は、死者の人としての尊厳及び遺族の感情にかんがみ、死者に係る情報についても個人情報と同様に、必要かつ適切な組織的、人的、物理的及び技術的安全管理措置を講じなければならない。

(3) 苦情・問い合わせ等に対応するための体制整備

組織の代表者等は、苦情・問い合わせ等に適切かつ迅速に対応するため、 苦情・問い合わせ等を受け付けるための窓口の設置や苦情・問い合わせ等の 対応の手順を定めるなど被験者等からの苦情・問い合わせ等に対応するため に必要な体制の整備に努めなければならない。

(4) 手数料の徴収等

組織の代表者等は、保有する個人情報の利用目的の通知又は保有する個人情報の開示を求められたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。また、その場合には実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。

第3 倫理審査委員会

- (1) 倫理審査委員会は、臨床研究機関の長から臨床研究計画がこの指針に適合 しているか否かその他臨床研究の適正な実施に関し必要な事項について意見 を求められた場合には、倫理的観点及び科学的観点から審査し、文書により 意見を述べなければならない。
- (2)倫理審査委員会の設置者は、委員会の手順書、委員名簿並びに会議の記録 及びその概要を作成し、当該手順書に従って倫理審査委員会の業務を行わせ なければならない。
- (3)倫理審査委員会の設置者は、(2)に規定する当該倫理審査委員会の手順 書、委員名簿及び会議の記録の概要を公表しなければならない。

<細則>

第3(4)の報告を受けた厚生労働大臣又はその委託を受けた者が第3(2)に規定する当該 倫理審査委員会の手順書、委員名簿及び会議の記録の概要について公表する場合は、本項 に定める倫理審査委員会の設置者による公表は不要である。

(4)倫理審査委員会の設置者は、(2)に規定する当該倫理審査委員会の委員 名簿、開催状況その他必要な事項を毎年一回厚生労働大臣等に報告しなけれ ばならない。

<細則>

厚生労働大臣等に報告する内容は、倫理審査委員会の委員名簿、開催状況、委員の出席

状況、会議の記録及びその概要及び審議時間その他必要な事項とする。

(5) 倫理審査委員会は、学際的かつ多元的な視点から、様々な立場からの委員によって、公正かつ中立的な審査を行えるよう、適切に構成され、かつ、運営されなければならない。

<細則>

- 1. 倫理審査委員会は、医学・医療の専門家等自然科学の有識者、法律学の専門家等人文・社会科学の有識者及び一般の立場を代表する者から構成され、かつ、外部委員を構成員として含まなければならない。また、その構成員は男女両性で構成されなければならない。
- 2. 審議又は採決の際には、自然科学分野だけではなく、人文・社会科学分野又は一般の立場を代表する委員が1名以上出席していなければならない。
- 3. 臨床研究機関の長など審査対象となる臨床研究に携わる者は、当該臨床研究に関する審議又は採決に参加してはならない。ただし、倫理審査委員会の求めに応じて、会議に出席し、説明することはできる。
- 4. 臨床研究機関の長は、必要に応じ、会議に出席することはできる。ただし、当該者は倫理審査委員会の委員になること並びに審議及び採決に参加することはできない。
- (6) 倫理審査委員会の委員は、職務上知り得た情報を正当な理由なく漏らして はならない。その職を退いた後も同様とする。
- (7) 倫理審査委員会の設置者は、当該倫理審査委員会がこの指針に適合しているか否かについて、厚生労働大臣等が実施する実地又は書面による調査に協力しなければならない。
- (8) 倫理審査委員会の設置者は、倫理審査委員会委員の教育及び研修に努めなければならない。
- (9) 倫理審査委員会は、軽微な事項の審査について、委員長が指名する委員に よる迅速審査に付すことその他必要な事項を定めることができる。迅速審査 の結果については、その審査を行った委員以外のすべての委員に報告されな ければならない。

<細則>

- この指針がいう迅速な審査に委ねることができる事項は、一般的に以下のとおりである。
- ① 研究計画の軽微な変更
- ② 共同研究であって、既に主たる研究機関において倫理審査委員会の承認を受けた臨床研究計画を他の共同臨床研究機関が実施しようとする場合の臨床研究計画の審査
- ③ 被験者に対して最小限の危険(日常生活や日常的な医学検査で被る身体的、心理的、 社会的危害の可能性の限度を超えない危険であって、社会的に許容される種類のもの をいう。)を超える危険を含まない臨床研究計画の審査
- (10) 倫理審査委員会は、実施されている、又は終了した臨床研究について、その適正性及び信頼性を確保するための調査を行うことができる。

第4 インフォームド・コンセント

<細則>

被験者又は代諾者等に対する説明事項は、一般的に以下のとおりとする。ただし、臨床研究の内容に応じて変更できるものとする。

- イ 当該臨床研究への参加は任意であること
- ロ 当該臨床研究への参加に同意しないことをもって不利益な対応を受けないこと
- ハ 被験者又は代諾者等は、自らが与えたインフォームド・コンセントについて、いつで も不利益を受けることなく撤回することができること
- ニ 被験者として選定された理由
- ホ 当該臨床研究の意義、目的、方法及び期間
- へ 研究者等の氏名及び職名
- ト 予測される当該臨床研究の結果、当該臨床研究に参加することにより期待される利益 及び起こり得る危険並びに必然的に伴う心身に対する不快な状態、当該臨床研究終了後の対応
- チ 被験者及び代諾者等の希望により、他の被験者の個人情報保護や当該臨床研究の独創 性の確保に支障がない範囲内で、当該臨床研究計画及び当該臨床研究の方法に関する資 料を入手又は閲覧することができること
- リ 個人情報の取扱い、提供先の機関名、提供先における利用目的が妥当であること等 について倫理審査委員会で審査した上で、当該臨床研究の結果を他の機関へ提供する 可能性があること
- ヌ 当該臨床研究の成果により特許権等が生み出される可能性があること及び特許権等が 生み出された場合のその権利等の帰属先
- ル 被験者を特定できないように対処した上で、当該臨床研究の成果が公表される可能性 があること
- ヲ 当該臨床研究に係る資金源、起こり得る利害の衝突及び研究者等の関連組織との関わ り
- ワ 試料等の保存及び使用方法並びに保存期間
- カ 当該臨床研究に関する問い合わせ、苦情等の窓口の連絡先等に関する情報
- ヨ 第1の3(1)①に規定する研究(体外診断を目的とした研究を除く。)にあっては、 当該臨床研究に伴い被験者に生じた健康被害の補償のための保険等必要な措置(第1の 3(1)①に規定する研究のうち体外診断を目的とした研究及び第1の3(1)②に規定する 研究にあっては、補償の有無。)
- タ 観察研究にあっては、試料等の採取が侵襲性を有する場合には、補償のための保険等 必要な措置の有無等十分な説明の上、インフォームド・コンセントを受けるよう留意す ること。

【被験者からインフォームド・コンセントを受けることが困難な場合】

レ 当該臨床研究の重要性及び被験者の当該臨床研究への参加が当該臨床研究を実施する にあたり必要不可欠な理由

1 被験者からインフォームド・コンセントを受ける手続

(1)研究者等は、臨床研究を実施する場合には、被験者に対し、当該臨床研究の目的、方法及び資金源、起こりうる利害の衝突、研究者等の関連組織との関わり、当該臨床研究に参加することにより期待される利益及び起こりうる危険、必然的に伴う不快な状態、当該臨床研究終了後の対応、臨床研究に伴う補償の有無その他必要な事項について十分な説明を行わなければならない。

<細則>

本項及び細則の「起こり得る利害の衝突」とは、いわゆる利益相反 (Conflict of Interest: COI) のことをいうものである。

利益相反(Conflict of Interest: COI)については、「利益相反ワーキング・グループ 報告書」(平成14年11月1日 文部科学省科学技術・学術審議会技術・研究基盤部会産学官連携推進委員会利益相反ワーキンググループ)、「臨床研究の利益相反ポリシー策定に関するガイドライン」(平成18年3月 文部科学省)及び「厚生労働科学研究

7

における利益相反 (Conflict of Interest:COI) の管理に関する指針」 (平成20年3月31日科発第0331001号厚生科学課長決定) が参考になるため、利益相反 (Conflict of Interest:COI) の管理については、当該報告書、ガイドライン及び指針に留意すること。

- (2) インフォームド・コンセントを受ける手続については、臨床研究の多様な 形態に配慮し、以下の方法によることとする。
 - ① 介入を伴う研究の場合 研究者等は、被験者が(1)の規定により文書により説明した内容を理

解していることを確認した上で、自由意思によるインフォームド・コンセントを文書で受けなければならない。

② 観察研究の場合

ア 人体から採取された試料等を用いる場合

研究者等は、文書により説明し、文書により同意を受ける方法により、被験者からインフォームド・コンセントを受けなければならない。ただし、試料等の採取が侵襲性を有しない場合には、文書による説明及び文書による同意に代えて、説明の内容及び被験者から受けた同意に関する記録を作成することができる。

イ 人体から採取された試料等を用いない場合

研究者等は、被験者からインフォームド・コンセントを受けることを必ずしも要しない。この場合において、研究者等は、当該臨床研究の目的を含む研究の実施についての情報を公開しなければならない。

<細則>

インフォームド・コンセントを受けない場合に、当該臨床研究の実施について情報公開する場合は、以下の事項が含まれていること。なお、これらの事項については、研究計画に記載すること。

- ① 当該研究の意義、目的、方法
- ② 研究機関名
- ③ 保有する個人情報に関して第2の2(12)③、④又は⑥の規定による求めに応じる手続(第2の4(4)の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む)
- ④ 保有する個人情報に関して、第2の1(7)⑩の規定による、問い合わせ、苦情等の窓口の連絡先に関する情報
- ⑤ 第2の2(12)③二の利用目的の通知、④の規定による開示又は⑦の規定による理由の 説明を行うことができない場合は当該事項及びその理由
- (3) 第1の3(1) ①に規定する研究(体外診断を目的とした研究を除く。) を実施する場合には、当該臨床研究の実施に伴い被験者に生じた健康被害の 補償のための保険その他の必要な措置の内容について、事前に十分な説明を 行い、被験者の同意を受けなければならない。

<細則>

臨床研究に関連して被験者に健康被害が生じた場合の補償のための保険等必要な措置は、 必ずしも研究者等による金銭の支払いに限られるものではなく、健康被害に対する医療の 提供及びその他の物又はサービスの提供という手段が含まれるものである。

なお、被験者に健康被害が生じた場合でも、研究者等に故意・過失がない場合には、研究者等は必ずしも金銭的な補償を行う義務が生ずるものではない。ただし、補償金が保険により填補される場合や、当該臨床研究において被験者の受ける便益及び被験者の負担するリスク等を評価し被験者の負担するリスクの程度に応じ補償する場合には、研究者等の意思・判断として、その内容や程度について被験者に対しあらかじめ文書により具体的に説明するとともに、文書により同意を得ておく必要がある。

(4)研究者等は、被験者が経済上又は医学上の理由等により不利な立場にある場合には、特に当該被験者の自由意思の確保に十分配慮しなければならない。

(5) 研究者等は、被験者に対し、当該被験者が与えたインフォームド・コンセントについて、いつでも不利益を受けることなく撤回する権利を有することを説明しなければならない。

<細則>

研究者等は、被験者に対し、インフォームド・コンセントの撤回にあっては、文書で行うよう説明することが望ましい。

2 代諾者等からインフォームド・コンセントを受ける手続

<細則>

- 1. 代諾者等からインフォームド・コンセントを受けることができる場合及びその取扱いについては、以下のとおりとし、いずれの場合も、研究責任者は、当該臨床研究の重要性、被験者の当該臨床研究への参加が当該臨床研究を実施するにあたり必要不可欠な理由及び代諾者等の選定方針を臨床研究計画書に記載し、当該臨床研究計画書について倫理審査委員会による承認及び臨床研究機関の長による許可を受けなければならない。
 - イ 被験者が疾病等何らかの理由により有効なインフォームド・コンセントを与えるこ とができないと客観的に判断される場合
 - ロ 被験者が未成年者の場合。ただし、この場合においても、研究者等は、被験者にわかりやすい言葉で十分な説明を行い、理解が得られるよう努めなければならない。また、被験者が 16 歳以上の未成年者である場合には、代諾者等とともに、被験者からのインフォームド・コンセントも受けなければならない。

【被験者が生存している段階にインフォームド・コンセントを受けることができない場合】

- ハ 被験者の生前における明示的な意思に反していない場合
- 2. 研究責任者は、一般的には、被験者の家族構成や置かれている状況等を勘案して、以下に定める者の中から被験者の意思及び利益を代弁できると考えられる者を選定することを基本とし、臨床研究計画書に代諾者等の選定方針を記載しなければならない。なお、被験者の家族構成や置かれている状況等とは、被験者と代諾者等の生活の実質や精神的共同関係からみて、被験者の最善の利益を図ることが可能な状況をいうもので
 - イ 当該被験者の法定代理人であって、被験者の意思及び利益を代弁できると考えられる者
 - ロ 被験者の配偶者、成人の子、父母、成人の兄弟姉妹若しくは孫、祖父母、同居の親 族又はそれらの近親者に準ずると考えられる者
- 3. 研究責任者は、一般的には、死亡した被験者の家族構成や置かれていた状況、慣習等を勘案して、以下に定める者の中から被験者の生前の意思を代弁できると考えられる者を代諾者として選定することを基本とし、臨床研究計画書に代諾者等の選定方針を記載しなければならない。
 - イ 死亡した被験者の配偶者、成人の子、父母、成人の兄弟姉妹若しくは孫、祖父母、 同居の親族又はそれらの近親者に準ずると考えられる者
- (1) 研究者等は、被験者からインフォームド・コンセントを受けることが困難な場合には、当該被験者について臨床研究を実施することが必要不可欠であることについて、倫理審査委員会の承認を得て、臨床研究機関の長の許可を受けたときに限り、代諾者等からインフォームド・コンセントを受けることができる。
- (2) 研究者等は、未成年者その他の行為能力がないとみられる被験者が臨床研究への参加についての決定を理解できる場合には、代諾者等からインフォームド・コンセントを受けるとともに、当該被験者の理解を得なければならない。

第5 試料等の保存及び他の機関等の試料等の利用

1 試料等の保存等

(1) 試料等の保存等

- ① 研究責任者は、臨床研究に関する試料等を保存する場合には、臨床研究 計画書にその方法等を記載するとともに、個人情報の漏えい、混交、盗難、 紛失等が起こらないよう適切に、かつ、研究結果の確認に資するよう整然 と管理しなければならない。
- ② 研究責任者は、試料等の保存については、被験者等との同意事項を遵守し、試料等を廃棄する際には、必ず匿名化しなければならない。
- ③ 研究責任者は、保存期間が定められていない試料等を保存する場合には、 臨床研究の終了後遅滞なく、臨床研究機関の長に対して、次に掲げる事項 について報告しなければならない。これらの内容に変更が生じた場合も同様とする。
 - ア 試料等の名称
 - イ 試料等の保管場所
 - ウ 試料等の管理責任者
 - エ 被験者等から得た同意の内容

(2) 人体から採取された試料等の利用

研究者等は、研究開始前に人体から採取された試料等を利用する場合には、研究開始時までに被験者等から試料等の利用に係る同意を受け、及び当該同意に関する記録を作成することを原則とする。ただし、当該同意を受けることができない場合には、次のいずれかに該当することについて、倫理審査委員会の承認を得て、組織の代表者等の許可を受けたときに限り、当該試料等を利用することができる。

- ① 当該試料等が匿名化(連結不可能匿名化又は連結可能匿名化であって対応表を有していない場合をいう。)されていること。
- ② 当該試料等が①に該当しない場合において、試料等の提供時に当該臨床 研究における利用が明示されていない研究についての同意のみが与えられ ている場合は、次に掲げる要件を満たしていること。
 - ア 当該臨床研究の実施について試料等の利用目的を含む情報を公開して いること。
 - イ その同意が当該臨床研究の目的と相当の関連性があると合理的に認め られること。
- ③ 当該試料等が①及び②に該当しない場合において、次に掲げる要件を満たしていること。
 - ア 当該臨床研究の実施について試料等の利用目的を含む情報を公開して いること。
 - イ 被験者となる者が被験者となることを拒否できるようにすること。
 - ウ 公衆衛生の向上のために特に必要がある場合であって、被験者の同意 を得ることが困難であること。

2 他の機関等の試料等の利用

(1)研究実施に当たっての措置

研究責任者は、所属機関外の者から既存試料等の提供を受けて研究を実施しようとするときは、提供を受ける試料等の内容及び提供を受ける必要性を 臨床研究計画書に記載して倫理審査委員会の承認を得て、組織の代表者等の 許可を受けなければならない。

(2) 既存試料等の提供に当たっての措置

既存試料等の提供を行う者は、所属機関外の者に臨床研究に用いるための 試料等を提供する場合には、試料等提供時までに被験者等から試料等の提供 及び当該臨床研究における利用に係る同意を受け、並びに当該同意に関する 記録を作成することを原則とする。ただし、当該同意を受けることができな い場合には、次のいずれかに該当するときに限り、試料等を所属機関外の者 に提供することができる。

- ① 当該試料等が匿名化(連結不可能匿名化又は連結可能匿名化であって対応表を提供しない場合をいう。)されていること。ただし、当該試料等の全部又は一部が人体から採取された試料等である場合には、所属する組織の代表者等に対し、その旨を報告しなければならない。
- ② 当該試料等が①に該当しない場合において、次に掲げる要件を満たしていることについて倫理審査委員会の承認を得て、所属する組織の代表者等の許可を得ていること。
 - ア 当該臨床研究の実施及び試料等の提供について以下の情報をあらかじめ被験者等に通知し、又は公開していること。
 - 所属機関外の者への提供を利用目的としていること
 - ・ 所属機関外の者に提供される個人情報の項目
 - 所属機関外の者への提供の手段又は方法
 - ・ 被験者等の求めに応じて当該被験者が識別される個人情報の臨床研 究機関外の者への提供を停止すること
 - イ 被験者となる者が被験者となることを拒否できるようにすること。
- ③ 社会的に重要性の高い臨床研究に用いるために人の健康に関わる情報が 提供される場合において、当該臨床研究の方法及び内容、当該情報の内容 その他の理由により①及び②によることができないときには、必要な範囲 で他の適切な措置を講じることについて、倫理審査委員会の承認を得て、 所属する組織の代表者等の許可を受けていること。

<細則>

- 1. 既存試料等の提供を行う者の所属する機関に倫理審査委員会が設置されていない場合において、②又は③の倫理審査員会の承認を得ようとするときは、他の臨床研究機関、一般社団法人又は一般財団法人、独立行政法人、学校法人、国立大学法人、地方独立行政法人、学会、特定非営利活動法人等に設置された倫理審査委員会に審査を依頼することができる。
- 2. 倫理審査委員会は、上記③により、他の適切な措置を講じて試料等を提供することを認めるときは、当該臨床研究及び試料等の提供が、次に掲げる①から⑤までの全ての要件を満たすよう留意すること
 - ① 当該臨床研究が、被験者に対して最小限の危険(日常生活や日常的な医学検査で被

る身体的、心理的、社会的危害の可能性の限度を超えない危険であって、社会的に許容される種類のものをいう。) を超える危険を含まないこと

- ② 当該方法によることが、被験者の不利益とならないこと
- ③ 当該方法によらなければ、実際上、当該臨床研究を実施できず、又は当該臨床研究の価値を著しく損ねること
- ④ 一般的に適切な場合には、常に、次のいずれかの措置が講じられること ア 被験者が含まれる集団に対し、試料等の収集・利用の目的及び内容を、その方法 も含めて広報すること
 - イ できるだけ早い時期に、被験者に事後説明を与えること
 - ウ 長期間にわたって継続的に試料等が収集又は利用される場合には、社会に、その 実情を、試料等の収集又は利用の目的及び方法も含めて広報し、周知される努力を 払うこと
- ⑤ 当該臨床研究が社会的に重要性が高いと認められるものであること

第6 細則

この指針に定めるもののほか、この指針の施行に関し必要な事項は、別に定める。

第7 見直し

この指針は、必要に応じ、又は平成25年7月30日を目途としてその全般に関して検討を加えた上で、見直しを行うものとする。

第8 施行期日

この指針は、平成21年4月1日から施行する。

先 - 7 21.4.9

医政発第0331021号 平成21年 3 月31日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

高度医療に係る申請等の取扱い及び実施上の留意事項について

高度医療評価制度に係る申請等の取扱いや実施上の留意事項については「高度医療に係る申請等の取扱い及び実施上の留意事項について」(平成20年3月31日付け医政発第0331022号厚生労働省医政局長通知)にて示しているところであるが、今般、高度医療評価制度を運用していく中で、高度医療評価会議等から寄せられた御意見をもとに、当該通知の要件等を一部変更するとともに、不明瞭な部分を明示し、当該通知について下記のとおり全部の改正をするので、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し周知方をよろしくお願いする。

併せて、「厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準の制定等に伴う実施上の留意事項、先進医療に係る届出等の取扱いについて」(平成20年3月31日付け保医発第0331003号厚生労働省保険局医療課長通知。以下、「先進医療通知」という。)における取扱いにも留意するよう周知方をよろしくお願いする。

1 高度医療に係る基本的な考え方

(1) 高度医療評価制度の趣旨

薬事法の承認等が得られていない医薬品・医療機器の使用を伴う先進的な医療技術については、一般的な治療法ではないなどの理由から原則として保険との併用が認められていないが、医学医療の高度化やこれらの医療技術を安全かつ低い負担で受けたいという患者のニーズ等に対応するため、これらの医療技術のうち、一定の要件の下に行われるものについて、当該医療技術を「高度医療」として認め、先進医療の一類型として保険診療と併用できることとし、薬事法による申請等に繋がる科学的評価可能なデータ収集の迅速化を図ることを目的として創設されたものが、高度医療評価制度である。

(2) 高度医療の取扱い

高度医療評価制度においては、有効性及び安全性の確保の観点から、制度の対象となる医療技術毎に実施医療機関の要件を設定し、当該要件に適合する医療機関において、その医療機関に所属する医師の主導により適切に実施される医療技術について、高度医療としてその実施を認め、本制度の対象とすることとする。

なお、高度医療に係る要件の適合性の評価・確認については、厚生労働省医政局長主 催の高度医療評価会議が行い、高度医療に係る申請等の手続については、本通知に定め るところによるものとする。

- (3) 用語の定義
- ① 多施設共同研究:高度医療のうち、実施する医療機関が複数存在するものをいう。
- ② 高度医療実施医療機関:申請医療機関又は協力医療機関のいずれかに分類される高 度医療を実施する医療機関をいう。
- ③ 申請医療機関:高度医療に係る技術の申請を行う医療機関をいう。
- ④ 協力医療機関:多施設共同研究を行う場合において、高度医療に係る協力を申請医療機関に対して行う機関をいう。
- ⑤ 調整医療機関:協力医療機関のうち、申請医療機関と他の協力医療機関の調整を行う機関をいう。(協力医療機関が複数存在する場合において、協力医療機関のうち1の医療機関を調整医療機関とすることができる。)
- ⑥ 実施責任医師:所属する医療機関における高度医療の実施に関して責任を有する医師をいう。
- 2 高度医療評価制度の対象となる医療技術
- (1)薬事法(昭和35年法律第145号)第14条第1項に規定する承認又は第23条の2第1項に規定する認証(以下「承認又は認証」という。)を受けていない医薬品又は医療機器の使用を伴う医療技術
- (2) 薬事法上の承認又は認証を受けて製造販売されている医薬品又は医療機器を、承認 又は認証された事項に含まれない用量、用法、適応等により、同一の又は外の効能、 効果等を目的とした使用を伴う医療技術
- 3 高度医療を実施する医療機関の要件

高度医療実施医療機関は、次の(1)から(4)までの要件を満たす保険医療機関であること。

- (1) 医療法(昭和23年法律第205号)第4条の2に規定する特定機能病院又はその他高度医療を実施するに当たり必要な次の①及び②の体制を有する医療機関であること。 なお、その具体的な内容については、高度医療評価会議において、医療技術ごとに要件を設定する。
 - ① 緊急時の対応が可能な体制を有すること。
 - ② 医療安全対策に必要な体制を有すること。
- (2) 臨床研究に関する倫理指針(平成20年厚生労働省告示第415号)に適合する実施体制を有すること。また、ヒト幹細胞を用いる医療技術については、ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針(平成18年厚生労働省告示第425号)に適合する実施体制を有するなど、医療技術に応じた指針に適合する実施体制を有すること。
- (3) 高度医療として実施される医療技術において使用する医薬品・医療機器の管理体制、 入手方法等が適切であること。
- (4) 高度医療実施医療機関の開設者は、院内で行われる全ての高度医療について実施責任医師、研究内容等を把握できる体制を確保すること。

4 高度医療の技術に係る要件

次の(1)及び(2)の要件を満たす医療技術であること。なお、試験計画(試験期間、 症例数、評価基準等に関する記載を含む。)については、過去の使用実績等における有効 性及び安全性に関する知見に応じて、予定の試験期間及び症例数、モニタリング体制及び 実施方法等を設定すること。特に、症例報告のみで原著論文としての公表がなされていな い技術や過去の使用実績が乏しい技術等については、予定の試験期間及び症例数を限定す るとともに、厳重なモニタリング体制を構築する必要があることに、留意されたい。

- (1) 国内外の使用実績や有用性を示す文献等の科学的な根拠に基づき、有効性及び安全性の確保が期待できる医療技術であること。
- (2) 高度医療の試験計画が次の項目をすべて網羅する内容であること。
- ① 臨床研究に関する倫理指針に適合していること。また、ヒト幹細胞を用いる医療技術については、ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針に適合していることなど、 医療技術に応じた指針に適合していること。
- ② 万が一不幸な転帰となった場合の責任と補償の内容、治療の内容、合併症や副作用の可能性及び費用等について、事前に患者やその家族に説明し文書により同意を得ること。
- ③ 実施責任医師を明示すること。また、当該実施責任医師の下に、当該高度医療を実施する医師が管理されていること。
- ④ 有効性及び安全性が客観的に確認でき、医療機関内の倫理審査委員会等において認められた試験計画(試験期間、症例数、評価基準等に関する記載を含む。)であること。
- ⑤ 試験記録の保管や管理が適切に行われ、データの信頼性が一定程度確保されていること。
- ⑥ 多施設共同研究の場合は、協力医療機関の実施責任医師の氏名、所属科及び役職についても明示されていること。
- (3) なお、臨床データの信頼性確保においては、次の体制の確保に努められたい。
- ① データマネージメント体制が確保されていること。
- ② 多施設共同研究を行う場合は、多施設共同研究としての実施可能なモニタリング体制等が確保されていること。

5 高度医療に係る申請等

(1)申請

申請医療機関の開設者及び協力医療機関の開設者は、高度医療申請様式第1号による 高度医療実施申請書(以下、「申請書」という。)正本1通(添付書類及び添付文献を含 む。)及び副本9通(添付書類及び添付文献を含む。)を厚生労働省医政局長に提出する こと。なお、申請に当たっては、厚生労働省医政局研究開発振興課に事前に相談するこ ととし、別添の「高度医療に係る事前相談申込書」により申し込むこと。

(2)申請書の添付書類

申請医療機関の開設者は、次の書類を申請書に添付すること。また、協力医療機関の開設者は、次の書類のうち、③、⑤、⑥、⑦及び⑩の書類を申請書に添付すること。

① 高度医療の実施診療科及び実施体制(高度医療申請様式第2号)

E

- ② 高度医療の実施計画(高度医療申請様式第3号)
- ③ 宣誓書(高度医療申請様式第4号)
- ④ 高度医療の内容(概要)(高度医療申請様式第5号)
- ⑤ 高度医療に要する費用(高度医療申請様式第6号)
- ⑥ 高度医療に係る費用の積算根拠(高度医療申請様式第7号)
- ⑦ 高度医療の実施科及び実施体制(高度医療申請様式第8-1号及び8-2号) 高度医療実施医療機関に特定機能病院以外の医療機関が含まれる場合に、当該書類 を添付すること。
- ⑧ 高度医療を実施可能とする保険医療機関の要件として考えられるもの(高度医療申請様式第9号)

高度医療実施医療機関に特定機能病院以外の医療機関が含まれる場合に、当該書類を添付すること。

- ⑨ 同意文書(患者及び家族への説明文書)及び同意書の雛形
- ⑩ 第3項先進医療届出書(新規技術)(高度医療別添様式第1号)

(3) 申請書の添付文献

申請書には、次の文献を添付すること。なお、添付する文献は、査読のある学術雑誌であることを原則とする。また、②の文献について、添付が困難な場合には、その理由を明示すること。

- ① 当該技術の内容を論述した論文 1本以上
- ② 当該技術の有効性及び安全性を評価した原著論文 1本以上 なお、当該医療機関における実績に基づく論文又は報告書があれば併せて添付すること。

(4) 評価結果について

高度医療評価会議において高度医療として適当であると認められた技術については、 先進医療専門家会議に報告されるものであること。

また、高度医療評価会議における評価結果については、厚生労働省医政局長より、申請医療機関の開設者に連絡するものであること。申請医療機関の開設者は、高度医療評価会議における評価結果について協力医療機関に連絡すること。

(5) 既存の高度医療に追加で参加を希望する協力医療機関の申請

既存の高度医療に追加で参加を希望する医療機関の開設者は、高度医療申請様式第1号による申請書正本1通(添付書類を含む。)及び副本9通(添付書類を含む。)を申請医療機関に提出すること。申請医療機関の開設者は、申請書等を厚生労働省医政局長に提出し、高度医療の実施の可否について確認を受けること。その場合の添付書類は、下記に掲げるものとする。

(既存の高度医療に新たに参加する医療機関の申請書の添付書類)

- ① 高度医療の実施診療科及び実施体制(高度医療申請様式第2号)
- ② 宣誓書(高度医療申請様式第4号)
- ③ 高度医療に要する費用(高度医療申請様式第6号)
- ④ 高度医療に係る費用の積算根拠(高度医療申請様式第7号)
- ⑤ 高度医療の実施科及び実施体制(高度医療申請様式第8-1号及び8-2号) 特定機能病院以外の医療機関が高度医療を実施する場合についてのみ添付すること。
- ⑥ 高度医療を実施可能とする保険医療機関の要件として考えられるもの(高度医療申

請様式第9号)

当該申請の段階で高度医療実施医療機関が特定機能病院のみで構成されており、追加で参加を希望する医療機関が特定機能病院でない場合に、当該書類を添付すること。 ① 第3項先進医療届出書(既存技術)(高度医療別添様式第2号)

6 高度医療の取下げ

申請医療機関の開設者は、高度医療に係る申請書を提出後、厚生労働大臣が定める 先進医療及び施設基準(平成20年厚生労働省告示第129号。以下「先進医療 告示」という。)が当該技術を第3項先進医療と定めた日より前に、何らかの 理由により高度医療に係る申請を取り下げる場合には、高度医療取下様式第1号により、 厚生労働省医政局長に申し出ること。

また、先進医療告示が当該技術を第3項先進医療と定めた日以降に、何らかの理由により高度医療の取下げを行う場合には、当該技術を高度医療として実施しないこととなる予定日の60日前までに、高度医療取下様式第2号及び第3号により、厚生労働省医政局長に申し出ること。

7 高度医療の申請内容の変更に係る届出

協力医療機関の開設者は、既に実施されている高度医療に係る申請内容について変更が生じた場合には、申請医療機関に報告すること。申請医療機関の開設者は、協力医療機関の申請内容を含め、既に実施されている高度医療に係る申請内容に変更が生じた場合には、高度医療別添様式第3号、第4号及び申請内容の変更事項に関する添付文書等を、厚生労働省医政局長に提出すること。

高度医療に係る要件の適合性の評価・確認については、必要に応じて、高度医療評価会議を開催し、同会議において評価を行うこと。

8 高度医療に係る公表、報告、立入り調査等

高度医療実施医療機関は、次に掲げる事項を実施すること。適切に実施されていないことが判明した場合には、高度医療の取消しその他の措置を行う。

(1) 実績の公表

高度医療実施医療機関は、高度医療に係る実施状況等について公表すること。なお、 公表の方法等については、厚生労働科学研究の募集要項(計画の公表)、臨床研究に関 する倫理指針に掲げる実績の公表の方法を準用すること。

(2) 重篤な有害事象・不具合等が起こった場合の対応、公表及び報告

. **T**

高度医療実施医療機関は高度医療の実施により、予期しない重篤な有害事象や不具合等が発生した場合には、速やかに必要な対応を行うこと。また、倫理審査委員会等に報告し、その意見を聞き、院内での必要な対応を行い、他の高度医療実施医療機関、当該医療技術に関係する研究の実施を登録している医療機関等への周知等を行うこと。同時に、これらの対応状況・結果について速やかに公表するとともに、以下に掲げる報告を行うこと。

① 安全性報告

高度医療について、安全性の問題が生じた場合は、高度医療別添様式第5号により直ちに厚生労働省医政局長に報告すること。また、高度医療による副作用又は合併症(以下「副作用等」という。)により、次のア又はイに掲げる症例(ア又はイに掲げる症例に該当の適否の判断に迷う場合を含む。)が発生したものについては、それぞれア又はイ

に掲げる期日までに地方厚生(支)局長を経由して速やかに厚生労働大臣に報告すること。

- ア)死に至る又はそのおそれのある症例については、発生より7日以内に届け出ること。
- イ)次に掲げる症例(アに掲げるものを除く。)であって、当該症例の発生又は発生数、 発生頻度、発生条件等の発生傾向が従来の治療成績から予測できないものについては、 発生より15日以内に届け出ること。
 - (ア) 副作用等の治療のために別の入院又は入院期間の延長が必要とされる症例(ただし、副作用等の治療のために入院したが、安静治療等により特段の対応を行っていない場合等は当該症例に該当するが、副作用等の検査を行うための入院又は入院期間の延長が行われた場合、副作用等が治癒又は軽快しているものの経過観察のための入院が行われた場合等は、当該症例に該当しない。)
 - (イ) 日常生活に支障をきたす程度の機能不全を示す又はそのおそれのある症例
 - (ウ)(ア)又は(イ)に掲げる症例のほか、患者を危機にさらすおそれがあるもの、 ア又は(ア)若しくは(イ)に掲げる症例に至らないよう診療が必要となるもの等 の重篤な症例(例 集中治療を要する症例等)

なお、代替可能な既に保険収載されている治療法等において同様の副作用・合併症 が発生することが明らかにされている場合にあっても報告すること。

② 健康危険情報に関する報告

高度医療実施医療機関は、国内外を問わず、自ら実施する高度医療に係る国民の生命、健康の安全に直接係わる危険情報(以下「健康危険情報」という。)の収集に努め、健康危険情報を把握した場合は、高度医療別添様式第6号により直ちに厚生労働省医政局長に報告すること。

なお、承認又は認証を受けて製造販売された医薬品又は医療機器を使用する高度医療において、医薬品又は医療機器の副作用、不具合等の事由によるものと疑われる場合には、薬事法第77条の4の2第2項に留意し、適切に対応すること。

(3) 立入り調査

高度医療実施医療機関は、試験実施中のプロトコール、症例記録の確認、臨床研究に関する倫理指針に規定する要件への適合状況の確認等のため、厚生労働省が事前の通告なく行う実地調査等に応じること。

(4) 高度医療に関する説明責任

高度医療に関係するすべての事項に関する説明責任は、高度医療実施医療機関にあるものとし、医療機関の開設者は、適切に説明責任を果たせるよう、予め、十分な検討を行い、必要な措置を講ずること。

9 医薬品及び医療機器の入手等

- 2 (1) の医療技術のために使用する医薬品・医療機器の入手に関しては、以下のいずれかの方法によることができる。
 - (1) 当該高度医療の実施責任医師の指示の下での製造(他者に直接依頼して製造する場合を含む。なお、他者に依頼して製造する場合、高度医療に係る使用に供するもので

あることを添えて文書により製造する者に依頼するとともに、当該文書を保管すること)。

(2) 当該高度医療の実施責任医師の指示による個人輸入(「医薬品等輸入監視要領」(平成17年3月31日付け薬食発第0331003号厚生労働省医薬食品局長通知)に従って手続きを行うこと)

10 高度医療の実施状況の報告

申請医療機関の管理者は、以下の報告を行うこと。

(1) 定期報告

先進医療通知第3の8による定期報告を行うこと。

(2) 高度医療ごとの実績報告

高度医療評価会議において承認された試験期間中に実績報告を求められた技術については、求められた期間又は症例数に達した場合、厚生労働省医政局長に報告すること。

- (3) 高度医療評価会議において承認された試験期間又は症例数が終了した際の報告 高度医療評価会議において承認された試験期間又は症例数が終了した場合、厚生労働 省医政局長に報告すること。
- (4) 薬事法に基づく申請等が行われた場合の報告

高度医療に係る医薬品・医療機器について、企業から、薬事法に基づく申請等が行われた場合は、厚生労働省医政局長に報告すること。

(5) 随時の報告

(1) から(4) までに掲げる報告の他、高度医療評価会議から報告を求められた場合は、実施状況について報告すること。

11 高度医療の実施後の取扱

高度医療評価会議においては、高度医療実施医療機関からの報告等に基づき、要件の適合性、計画の実施状況、試験結果等について検討を行う。申請医療機関の開設者は、高度医療評価会議における検討を踏まえ、当該試験結果等を踏まえた新たな試験計画に基づく高度医療に係る申請、医薬品等の製造販売業者との協力による「適応外使用に係る医療用医薬品の取扱いについて」(平成11年2月1日付研第4号厚生労働省医政局研究開発振興課長、医薬審第104号厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知)等の適用や治験への可能性等について、厚生労働省医政局研究開発振興課に相談すること。

なお、高度医療評価会議における検討の結果、当該高度医療の実施が不適当と判断された場合、又は本通知2に規定する高度医療評価制度の対象となる医療技術に該当しないこととなった場合には、当該高度医療を取り消すものとし、理由を付して厚生労働省医政局長から、高度医療実施医療機関に対し通知すること。

12 文書の送付

高度医療に係る申請、申出、届出、報告等については、厚生労働省医政局研究開発振興 課に関係文書を送付すること。

13 その他

高度医療の届出に当たっては、別添の「高度医療に係る届出書等の記載要領」を参考とする。

14 適用期日

この通知は、平成21年4月1日から適用する。

なお、本通知の適用の際現に申請医療機関の開設者又は協力医療機関の開設者が厚生労働省医政局長に従前の取扱に基づく申請書を提出している場合は、当該申請に関する本通知の手続は、なお従前の例による。